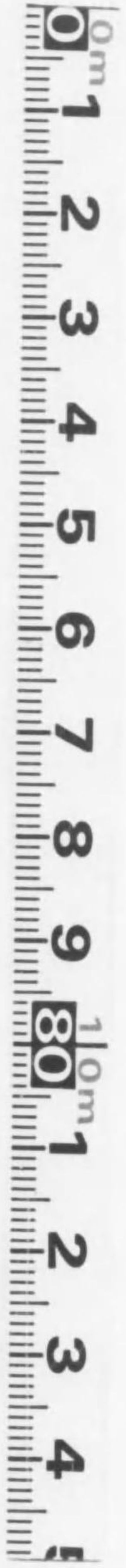


384-43



1200501455372

384
43



始



6.1.14

蘇峰 德富猪一郎著

近世日本
國民史

公武合體篇

東京民友社發行



近世日本
國民史

公武合體篇





(載所傳スリハ著スイフリグ) 像肖スリハドゥンセンウタ

公武合體篇刊行に就て

徳川初期
と末期

所謂る因果應報などと云ふことは、現代的歴史家の唾棄するところだ。されど我等は徳川氏の初期と、末期とを比較して、如何にも不思議の對照を見出すことを禁じ得ない。此れは天算である乎。將た偶然である乎。何れにしても相違は乃ち相違だ。それは他事ではない。家康の後半期に於ては、世の中は殆んど彼の思ふ様に廻り來つた。播鉢の如く、彼の頭上を壓したる秀吉は、慶長三年八月に逝いた。其の殆んど唯一の競争者であつた前田利家も、亦た慶長四年閏三月には逝いた。而して石田三成の徒ら仕事から、關ヶ原の役となり、天下は自然に轉げて、家康の懐中に入りたではない乎。

家定の不
慧

然るに其の末期は如何。家慶の相續者家定は、徳川歴代の將軍中にも、極め

因果律の
廻轉

て希れなる不慧者であつた。彼は其實左程の不慧者ではなかつたと云ふ説がある。されど何れにしても世間から斯く受取られ、然もそれを打消す丈の昭著なる仕事は、出で來らなかつたではない乎。而して更らに困つたことには、其の相續者が無つたことだ。之を家康の子に秀忠あり、秀忠の子に家光あり、三代引き續きて、それぞれ立派なる將軍に比して、何たる不仕合であらう。若し家定の代りに、家康ならざるまでも、せめて吉宗ほどの器量ある者が、將軍となり、而して其の將軍の子に、非凡ならざるまでも、尋常の人が出て來りたならば、徳川氏の末期の歴史も、或は現存のそれとは、其趣を殊にしたかも知れない。

若し其の川源に於て、仕合せが打續きたりとせば、其の川口に於ては、不仕合が打續いた。此れは何れも偶發であらう。されど兩者照合すれば、何となく兩者の間に二百年を隔て、因果律が廻轉し來つたかの如く了解せられないこと

不幸の
起

もない。若し嘉永、安政の際に、家康を日光山、若しくは久能山の地下より起し來らば、彼は此の情態を見て、如何なる語を下だす可き乎。能う可くんば聞いて見たいものと思ふ。

不幸は更らに續いてゐる。若し阿部正弘と島津齊彬とが、せめて文久、元治の頃まで生存したらんには、朝幕の關係も、決して正面衝突などと申す如き、殺風景の出來事は無つたであらう。固より兩者の間、圓滿、具足であらうとは受合はれない。多少の軋轢や、誤解や反目やは出て來つたかも知れない。されど大體に於ては、公武合體は間違なかつたであらう。福山（阿部）之を内に唱へ、薩摩（島津）之を外に和せば、少くとも江戸側の足並は揃はざるを得ない。江戸の足並が揃へば、京都の態度も、自から穩當なる可きは、必然の勢ひと云はねばならぬ。然るに此處にも亦た不仕合せが出て來つた。阿部正弘は、安政四年六月に逝いた。島津齊彬は一年を隔て、同五年七月に逝いた。

所謂の科學的歴史家なるものは、動もすれば偶然の事故と、個人之力とを無視する傾向がある。されど歴史上に於ける所謂の番狂せなるものは、決して少ない。而して其の番狂せなるものは、概ね偶発の事故たらざるはなし。人の死は偶発ではない。人間は誰れでも死す可きもの。但だ其の死せる場合、場所、時間、及び手段、方法等は、偶発と云ふ可きもの、決して少くない。豈にたゞ死のみならんや、生も亦た然りとす。若し奇蹟と云はゞ英雄豪傑、偉人聖賢の出生も亦た奇蹟だ。家康以後に家康はない。信長以後に信長は無い。秀吉以後に秀吉は無い。若し時代の力が、能く彼等を生じ得可しとせば、一人でなく、數人、數十人、數百千人の彼等をも生ず可きだ。されどそれが銘々一人に限りたるを見れば、是亦た一種の偶発と云はねばならぬ。奇蹟とは此事だ。

所謂の科學的歴史家なるものは、社會を重しとして、個人を輕しとする。役者を

輕しとして、舞臺を重しとする。而して如何なる英雄豪傑も、偉人聖賢も、皆な悉く時勢の傀儡であつたかの如く見做してゐる。此れも或る程度までは、肯定して差支ない。されど更らに一步を進めて考察すれば、その時勢なるものも、彼等が過半は扶植し、過半は鼓吹し、過半は發揮したるものである。彼等一面時勢の兒であるが、亦た能く時勢の先登者として之を利導しつゝある。所謂の國家は一人を得て起り、一人を得て亡ぶと云ふもの、其言過甚ではあるが、一半の眞理は存してゐる。若し井伊直弼の代りに阿部正弘が安政から萬延にかけての幕政の宰であつたならば、恐らくは公武背離も、彼が如く酷だしさに至らなかつたであらう。戊午の大獄も出で來らなかつたであらう。此れは單に著者の一家言でなく、殆んど天下識者の通論だ。乃ち著者が徳川氏の爲めに不仕合と云うたのは、畢竟如上の理由あるが爲めだ。

阿部は堂々たる強藩の大名等と結び、其の驕心を繋いだばかりでなく、苟も旗

本、其他の者にして、一藝一能あるもの、概ね彼の眷顧、誘掖、庇護を被らざるものはなかつた。所謂桃李其門に出づると云ふもの、彼に於て之を見る。彼は發強剛毅、以て執るあるの勇氣に於て、聊か缺くる所あつたが、溫柔敦厚以て容るゝあるの雅量に於ては、決して足らざる所は無つた。彼は大宰相として、七八分までは及第してゐる。而して當時の内外多事にして、政局が蜂巢を衝き破らんとするが如き際に、之を把持して大故なきに至らしむる役目の奉仕者としては、天下彼に勝る者は無かつたであらう。此の意味に於て著者は返すくも阿部が不惑に達せずして（三十九歳）逝きたるを遺憾とする。

六

頃ろエミル、ルードウィッヒの「一九一四年七月」を讀むに、五億の世界に於ける生靈を、僅々數十の鈍頭の先導者によりて、決して不可能でもなく、不可避でもなき戦争に、無慘にも、驅り入れたる事情を曲盡してゐる。人或は世界大戦を以て、時勢必須の勢と云ふ。されど決して必須ではなかつた。但だ當時の

歐洲政局の衝に膺る、文武の官僚、帝王、大統領、及び外交官が全く煮へ切ない態度、區々の猜疑心、功名心、恐怖心に驅られて、遂に斯る大火事を惹起したるまでだ。若し數百里の自然林でも、唯だ不注意なる旅客一服の糞の吸殻もて、焼き盡す事實を知るものは、決してルードウィッヒの此の見解を、頭から否定し去る譯には參るまい。

歴史は活物の人間と活物の社會とを相手とする。歴史家も亦た活眼を擡いて宜しく其の活機の徂徠するを看取せねばならぬ。歴史は其の痕跡から見れば、何となく豫定の運命ありて、或る人間以上の力が之を導くかの如き趣あるも、親しく其内に入りて見れば概ね人事たらざるはなく、而して其の人事の一半は、偶發の事たらざるはなし。而して其の偶發の事の一半は、實に個人の作為に由來せざるは無し。

昭和五年十月十五日大森山王艸堂南窓凋殘せるダリヤの花に對して

蘇峰六十八叟

八

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第六冊、織、豊、徳、以來通計三十五冊。
- 一 本篇は昭和四年一月九日起稿、昭和四年八月一日脱稿。
- 一 大正七年五月國民史起稿以來、一冊に半歳以上の日數を要したるは、實に異常だ。然も此の異常は、著者の身邊に生じたる異常の結果だ。天若し此の著作に祚せば、希くは今後に於て、斯かる異常無らしめよ。
- 一 目下第三十六冊『公武背離緒篇』、第三十七冊『安政條約締結篇』、第三十八冊『朝幕交渉篇』、第三十九冊『井伊直弼執政時代』を稿了し、第四十冊『安政戊午大獄篇』の過半を稿了した。
- 一 本年の九月は甲州、信州、越後、佐渡を旅行し、近く復た九州、四國に赴かんとす。然も本書著作の進行には何等の妨げ無し。

一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。

昭和五年十月十五日

蘇峰學人

二

近世日本國民史 公武合體篇目次

第壹章 公武合體の趨勢……………一

一 公武合體の宸慮……………一

國難に際して公武一致の例(二) 孝明天皇宸慮(二) 天皇の最第一宸憂(三) 天皇の對外的思召(三) 天皇の對幕府思召(四) 天皇唯一の思召(五)

二 公武合體と水戸、薩摩及び阿部……………五

公武合體の三種(五) 漸次朝主幕從となる(六) 期せずして舉國一致(六) 國務開濟を念とする三政治家(七) 水戸と薩摩の朝廷御利用(七) 阿部正弘の朝廷利用(八) 阿部に對する過酷の批評(八)

三 公武合體は當時の大勢……………九

目次

一

未だ倒幕論者無し〔九〕 幕府朝旨遵奉の態度〔九〕 公武合體は必須の勢〔一〇〕
時代精神〔一一〕 阿部の大勢順應〔一一〕 阿部の安全第一主義〔一二〕 京都界隈
氣の濃厚〔一二〕

四 筋書無き公武合體……………三

天下皆公武合體賛成〔一三〕 天下皆合體論者〔一三〕 一困難事〔一四〕 公武合體
の一大弱點〔一四〕 幕府執政者の當惑〔一五〕 攘夷說幕府を滅す〔一五〕 徒らに
問題糾紛〔一六〕

五 筋書無きも役者有り……………一七

公武合體の役者〔一七〕 島津阿部の和親論〔一七〕 水戸派を中心とする者の意見
〔一七〕 島津阿部の溫和論〔一八〕 水戸派の強硬論〔一八〕 阿部等の安全第一主
義〔一九〕 雙方共に不徹底〔一九〕 不徹底の公武合體〔二〇〕 硬軟兩派共に不徹
底〔二〇〕

註 島津阿部の開國意見〔阿部正弘事蹟所載、諸家説話〕……………二二

第二章 阿部正弘の政治家的本質……………三三

六 今和明戰の苟合説……………三三

島津阿部和親論の根據〔二二〕 彼等の苟合的態度〔二二〕 攘夷空氣の長養〔二三〕
何れが煩累か〔二三〕 世間の觀察〔二四〕 苟合時局紛糾の因と成る〔二四〕 阿部
等の當座逃れ〔二五〕 阿部近辭の禍〔二五〕

七 阿部と國論の歸一……………二六

指導的人物の缺乏〔二六〕 公武合體不結果の因〔二七〕 阿部の調停的手腕〔二七〕
水戸齊昭の立場〔二七〕 環境に影響せられたる齊昭の態度〔二八〕 開國論者多く
は不徹底〔二八〕 阿部の海外知識の淵源〔二九〕 阿部の本心〔三〇〕

八 阿部正弘と賣女一件〔一〕……………三〇

阿部の政治家的本質〔三〇〕 正弘の眼地〔三一〕 下田港賣女不許可〔三一〕 海防
掛の承伏〔三二〕 宿泊所定置の論〔三三〕 表向賣女定置の益〔三三〕

註 下田表米人休息所に就き上申書〔町奉行書類所收外
國事件書〕……………三四

九 阿部正弘と賣女一件(二)……………三五

正弘の意見(三五) 夷人淫靡増長せん(三七) 勘定奉行等の評議を駁す(三七)
勘定奉行等評議の愚(三八) 外交當局亦困難(三八)

一〇 阿部正弘と賣女一件(三)……………三九

官吏差置拒絶の手段(三九) 逆も賣女の計には陥らじ(四〇) 賣女設置の大弊
(四〇) 對内的惡弊(四一) 阿部の見識と手腕(四二) 大局を知る名宰相(四二)

第三章 米船の日本沿岸測量問題……………四四

一一 圓滑なる朝幕間の關係……………四四

朝廷の三國條約聽許(四四) 一般人心開鎖不徹底(四五) 外戦内和論と外和内戦
論(四六) 孝明天皇御聖意(四六) 奏聞の要點(四七)

一二 米船の日本沿海測量に付ての反對意見……………四八

對外關係益複雜(四八) 米國測量船來る(四八) 幕府許否不徹底(四九) 浦賀長
崎奉行等意見(五〇) 堀総都正意見(五一)

註 亞米利加測量船に就き大評議(村垣淡路守公務日記)……………五一

一三 米船の日本沿海測量に付ての賛成意見(一)……………五三

古賀謹一郎賛成意見(五三) 武力恐嚇の恐れ(五四) 破的の見識(五五) 國禁論
者への駁撃(五五) 海岸深淺秘密の愚(五六) 測量恐るゝに足らず(五七)

一四 米船の日本沿海測量に付ての賛成意見(二)……………五八

測量船拒否の無益(五八) 周海測量の要(五八) 夷人願望利用の益(五九) 清國
の例(五九) 僻習打破の要(六〇) 病根第一(六〇) 夷人迫々申出の條々(六
一) 彼我心底の行違(六一) 國家取締の法(六一)

註 古賀謹一郎の卓見 幕末外交談……………六四

一五 曖昧なる布達……………六五

古賀の見不採用(六五) 幕府の達書(六五) 曖昧模稜(六六) 英露條約に對する

達書(六七) 總て關過手段(六八)

第四章 堀田正睦外交當局となる……………六九

一六 安政地震と公武合體……………六九

公武合體の一不幸(六九) 水戸齊昭の缺點(六九) 其缺點の整理者(七〇) 藤田の苦心(七〇) 兩田死去と政局との關係(七一) 兩田逝いて老公聲望落つ(七一) 横井小楠の悼惜(七一)

一七 堀田正睦の再勤(一)……………七三

堀田老中再命(七三) 堀田と水戸齊昭(七三) 堀田推舉者(七四) 水戸齊昭の閣僚改造(七四) 齊昭の不平(七五) 阿部の堀田推舉理由如何(七六)

一八 堀田正睦の再勤(二)……………七六

島津齊彬の觀察(七七) 立花鑑寛の觀察(七七) 昨夢紀事の觀察(七八) 阿部多

忙の爲か(七八) 阿部の思慮(七九) 井伊等の活躍か(八〇) 幕閣開國に向ふ(八〇) 阿部の堀田利用(八〇)

註 堀田再任用 安政紀事……………八一

第五章 開鎖論の變遷……………八二

一九 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷(一)……………八二

世上多くは攘夷論者(八二) 松平慶永の意見變改(八二) 阿部意向の趨路(八三) 水戸齊昭將軍たらば(八三) 松平慶永と水戸齊昭(八四) 慶永の對時局策(八四) 阿部の慶永忠告(八四) 主戰論鐵撫の口實(八五)

二〇 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷(二)……………八六

慶永の必戰論(八六) 慶永意見を齊彬に告ぐ(八六) 齊昭亦同意見か(八七) 島津齊彬の態度(八七) 阿部天下骨肉の説(八八) 阿部の見解(八八) 事實上阿部の開國論(八九)

二一 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷 (三)……………八九

鍋島の態度(九〇) 鍋島の老翁(九一) 鳥津の大志(九一) 幕閣内情(九二) 幕閣唯無事を庶幾す(九三)

二二 横井小楠の對外意見……………九四

人間思想の行程(九四) 横井の開國論(九四) 横井また當初攘夷論者(九五) 神州男兒の士氣(九六) 夷虜應接大意(九七) 戰鬪必死の論(九八)

二三 橋本左内の開國通商論……………九九

左内の意見其主を動かす(九九) 左内の西洋事情書(九九) 西洋政體の趣意(一〇〇) 國王の一族(一〇〇) 學校の政(一〇〇) 日本弊習一洗の爲(一〇一) 左内貿易説(一〇二) 大抱負含蓋(一〇三)

二四 攘夷論煽揚の責任者……………一〇三

開鎖交錯協一なし(一〇三) 唯事勿れ主義のみ(一〇四) 實物教訓を得たる開國論者(一〇四) 當時最善の策(一〇五) 幕閣口心相反の策(一〇五) 攘夷熱煽揚の責任者(一〇五) 幕府の自認自縛(一〇六) 盜鈴掩耳策(一〇六)

第六章 波理須渡來……………一〇八

二五 タウンセンド・ハリス……………一〇八

記憶すべき二人(一〇八) ハリスの生立(一〇八) 終生受用の三教訓(一〇九) ハリスの少年時代(一〇九) 東洋との關係(一一〇) ハリスの在外記録(一一〇) ハリスの足跡(一一一) ハリスの臺灣獲得策(一一二)

二六 ハリス日本駐在總領事に任ぜらる……………一一二

任命の徑路(一一二) 總領事任命(一一三) ハリスの推薦者(一一三) ハリス日本に赴く(一一四) 伊豆下田著(一一四) ハリスの抱負自信(一一五) 日本開國の殊勳者(一一六)

註 ハリス急速渡來の理由〔開國大勢史〕……………一三六

二七 ハリス下田に來著す……………一三七

ハリスの下田入港〔一三七〕 當時幕府の大勢〔一三八〕 ハリス著任挨拶狀〔一二〇〕 米國務長官のハリス任命書〔一二二〕

二八 最初の談判……………一三三

ハリスの上陸〔一二二〕 奉行との會見〔一二三〕 日本の馳走〔一二四〕 用務會見の約〔一二四〕 ハリスの對日本印象〔一二四〕 最初の談判狀況〔一二五〕 官吏差置問題〔一二五〕 日本側の差置拒絶〔一二六〕 條約文解釋の相違〔一二六〕

二九 領事引拂の談判〔一〕……………一三八

雙方主張の相違〔一二八〕 八月三日の會見〔一二九〕 奉行井上の詰問〔一三〇〕 領事の職務〔一三一〕 井上の領事滞在拒絶〔一三二〕

三〇 領事引拂の談判〔二〕……………一三三

領事引拂請求〔一三三〕 露土戰爭談〔一三四〕 引拂談判續行〔一三五〕 當分滞在承認〔一三六〕 所謂條約附録〔一三七〕

註 ハリス玉泉寺滞在許可の申達書〔町奉行書類所收外國事件書〕……………一三八

第七章 和蘭人の忠告……………一三九

三一 和蘭甲比丹並船將の申出……………一三九

ハリスの持久戰〔一三九〕 また外交一危機迫る〔一三九〕 和蘭甲比丹注進に就き〔一三九〕 對英通商條約先知〔一四〇〕 和蘭申出〔一四〇〕 交易開始勸告〔一四一〕 右勸告要領〔一四二〕

三二 和蘭領事キユルチユスの開國貿易に關する

書翰(一).....一四三

蘭領事の諫告(一四三) 交易は自然の運旋(一四四) 右勸告の効果如何(一四四)
和蘭前國王の遺言(一四五) 前主の遺志紹承(一四五) 和蘭の眞意(一四六) 諸
外國の猜視を恐る(一四六) 英通商の勸告(一四七)

三三 和蘭領事キェルチユスの開國貿易に關する

書翰(二).....一四七

日本の軍器注文に關する事(一四七) 和蘭また出島推込に不滿(一四八) 物貨購
入必ずしも和蘭に限らず(一四八) 箱館下田貿易均霑論(一四九) 關稅則設定を
勸む(一五〇) 長崎解放の勸め(一五〇) 交易と物産興隆の關係論(一五〇)
賣買制限撤廢論(一五一) 仲介貿易課稅の事(一五二)

三四 和蘭領事キェルチユスの開國貿易に關する

書翰(三).....一五二

食糧輸出制限の事(一五三) 外國人信仰自由の事(一五三) 踏繪(一五三) 外國
民意抵觸規法取止の件(一五四) 天主教規定の事(一五四) 婦女小兒連渡りの事
(一五五) 諸國政府音信の事(一五六) 長崎碇泊中些細規定無用の事(一五六)
右の効果(一五七)

第八章 波理須の持久的決心一五九

三五 海防掛の上申書.....一五九

外人取扱上種々の意見(一五九) 最も進歩せるものゝ意見(一五九) 小事屑々
(一六〇) 寛大取扱論(一六一) 上申書眼目(一六一) 小事を以て大事を破るべ
からず(一六一) 誠實武備肝要論(一六二) 幕府病根(一六三) 臥薪嘗膽説(一
六三)

註 外國使臣の誘導(開國起原).....一六四

三六 畿内防備と米官下田在留に關して朝幕の交
渉.....一六五

朝廷の危惧(一六五) ハリス滞在の上申指令(一六六) 所司代上申(一六七) 畿内防備に就き所司代上申(一六八) 朝廷の宣達書(一六九)

註 米國官吏滯留許可の老中達合原猪三郎筆記……………一七〇

三七 ハリスと下田奉行と測量船其他に關する對

話(一)……………一七一

ハリス久住の態度(一七一) 安政三年十月玉泉寺對話(一七二) 天主教問答(一七二) ハリス日本を解す(一七三) 開港場臺場の事(一七三) 下田臺場無用の事(一七四) 日本沿岸測量船の事(一七五) 測量船亦ハリスの取扱(一七五)

三八 ハリスと下田奉行と測量船其他に關する對

話(二)……………一七六

測量船渡來拒否(一七六) ハリスの外交手腕(一七七) 測量堅く拒否(一七八) ハリスの辭令(一七八) ハリス奥の手(一七九) 奉行の感謝(一七九) ハリス著著目的に進行(一八〇)

三九 ハリス側の所記……………一八二

日本奉行のハリス訪問(一八二) ハリスの室に入る(一八二) 奉行の沿岸測量心配(一八二) 測量船歸還を告ぐ(一八三) 測量の必要を告ぐ(一八三) 奉行やゝ安心(一八四) 森山の安心と感謝(一八四) 奉行等の舞應滿喫(一八四) ハリス歩一歩成功(一八五)

第九章 漸次開國の勢成る……………一八六

四〇 姑息なる幕府の對外策……………一八六

奉行等の上申(一八六) 些事を重大視する(一八七) 水野忠徳英使應接指令(一八七) 岩瀬忠震下田出張命令(一八九)

四一 開國の趨勢……………一九一

幕閣外交方針疊書(一九一) 互市交易方策可なるか(一九二) 諸渡物の事(一九

(二) 是れ重大の諮問(一九二) 開國の大勢(一九三) 永井玄蕃頭の意見書(一九三) 交易の事務騎虎の勢(一九四) 英使應接に關する答申書(一九五) 開國根本義確定し來る(一九六)

四二 堀田外交專任となる……………一九七

堀田起用は自然の趨勢(一九七) 堀田任命書(一九七) 老中申渡(一九七) 幕府通商實行の底意(一九八) 外國貿易取調任命(一九八) 外國貿易調査會成立(二〇〇) 勝海舟批評(二〇〇) 識者有り只實行の勇なし(二〇一) 註 外交事務堀田の專任となる……………二〇一

四三 日露條約書交換……………二〇二

幕府の一大憤發(二〇二) 外交の第一著内交にあり(二〇三) 堀田内交に蹟く(二〇三) 露船下田に入る(二〇四) 條約交換デヤナ號大砲贈呈(二〇四) 我國の答禮(二〇六) 大砲寄贈の謝辭(二〇七) 條約交換委員書狀(二〇九) 註 露船渡來に就き函館奉行上申書(大橋宥之助筆記)……………二〇九

四四 米國總領事と露國艦長……………二一〇

米露兩使交驛(二一〇) ハリスの露艦訪問(二一一) 兩使益親密(二一二) 下田港の不良を語る(二一三) 露艦の會食(二一四) 日本開國問題を語る(二一四) 日本の内兜見透し(二一五) 註 露船下田渡來應接上申書(大橋宥之助筆記)……………二一五

第十章 進歩せる通商貿易論……………二一七

四五 日米貨幣比率問題(一)……………二一七

ハリス失望せず(二一七) 貨幣交換に關してハリスの申分(二一七) 秤量比較(二一八) ハリス主張の當然(二一九) 日本側意見(二一九) 雙方主張の相違(二二〇) 日本の貨幣制度(二二一)

四六 日米貨幣比率問題(二)……………二二二

ハリス所言(二二二) 日本貨幣品質看破(二二二) 米國の日本貨幣研究(二二三)
景目取引(二二四) ハリス申出是認(二二四) 幕府指令(二二五)

四七 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (一)……………二二六

幕府當面の問題(二二六) 筒井意見書本文(二二七) 筒井所説亦實行を見ず(二二八) 我より進んで開國を宣明すべき事(二二八) 往昔の外國交通(二二九)
交易開始實は復古(二三〇) 右要領(二三〇)

四八 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (二)……………二三一

貿易の方法に就き(二三一) 従來の長崎貿易(二三一) 外國貿易の方法(二三二)
商賣増加の益(二三二) 交易品商人任せの事(二三三) 官府直接賣捌品(二三三)
筒井の見識(二三四)

註 筒井政憲の長所(木村芥舟燭筒記)……………二三五

四九 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (三)……………二三五

一切取引商人任せの事(二三五) 政府注意の事項(二三六) 交易代品に困難せず

第十一章 波理須の出府問題 ……………二四〇

五〇 ハリスの述懐 ……………二四〇

ハリス出府問題(二四〇) 待遇上ハリスの不滿(二四一) ハリスの延引詰問(二四一)
ハリスの憤慨と決心(二四二) ハリス昂奮の理由(二四三) ハリスの日
本人に對する眞感情(二四三)

五一 ハリス書を老中に與ふ……………二四四

ハリス出府願書提出(二四四) 口答に對する不平(二四四) 日本の大災忠告(二四五)
江戸出府を迫る(二四六) 此書筒提出の理由(二四六) 下田奉行上申書
(二四七) 金銀量目替の催促(二四八) ハリス幕閣直接談判希望差留(二四八)
奉行等噴留策の効果(二五〇) 森山多吉郎の位置(二五〇)

註 ハリス應接及下田奉行岡田歸府の件上申書
(合原猪三郎筆記)……………二五一

五二 海防掛川路、水野の蕃書調所に關する意見書(一)……………二五一

幕閣皆開國の趨勢を知る(二五二) 意見書本文(二五二) 日本と異なる外國々風(二五三) 一般的觀察は是れ(二五四) 和蘭特別待遇の理由(二五四) 和蘭の報酬(二五五) 和蘭の日本に對する忠(二五五)

五三 海防掛川路、水野の蕃書調所に關する意見書(二)……………二六〇

蘭學の利弊(二五六) 蘭學稽古の制限の事(二五七) 年齢無制限の事(二五七) 幼年者蘭學稽古の弊(二五八) 蕃書調所に就いて(二五八) 教の人心を奪ふこと(二五九) 對外知識皆不徹底(二六〇)

五四 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書(一)……………二六〇

出府許可に傾く(二六一) 上申書本文(二六一) 從來の購化手段(二六一) 一時遁れの不安心(二六二) 右執筆者(二六三) 長崎箱館奉行等の上申書(二六三) 不快無からしむる要(二六三) メキシコ戦争談の効果(二六四)

五五 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書(二)……………二六五

安政三年十月上申書(二六五) 断りの辭柄無し(二六六) 出府許可意見(二六六) 品川東海寺へ差置の事(二六七) 條理分明の意見(二六八)

五六 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書(三)……………二六九

安政四年正月提出意見書(二六九) 出府拒否の惡結果(二七〇) 軍艦乗入れの恐れ(二七〇) 和蘭との振合(二七一) 彼れの存意纏れの恐れ(二七一) 何事も公平切實の事(二七二) 幕議一定せず(二七三)

五七 勘定奉行等の異見(一)……………二七四

異見本文(二七四) 取計振兩様(二七五) 一旦許さば際限無からん(二七六) 聞届後の恐れ(二七六) 不徹底の見(二七七)

五八 勘定奉行等の異見(二)……………二七八

出府差留返翰に就き意見(二七八) 直接交渉の不利(二七九) 右の謬見(二八〇) 闕乏品冥加の事(二八〇) 所謂闕乏品(二八〇) 商人高利獲得の件(二八一) 三割冥加不當ならず(二八二) 冥加免除無益(二八二) 商法請負意見(二八三)

五九 老中のハリスに對する返翰……………二八四

返翰本文(二八四) 體よく出府謝絶(二八五) 堀田の覺書交付(二八五) 堀田の眞意(二八七) 更に重要な貨幣交換問題(二八七) 意見分裂(二八七)

第十二章 和蘭人の忠告とハリス威嚇の効

果……………二八九

六〇 安政三年の末から安政四年の始め……………二八九

東西鎖鑰説の呼應(二八九) 板挟みの姿(二九〇) 阿部堀田手腕の比較(二九〇)

阿部風色の態度(二九一) 幕府多く措置を誤る(二九一) 岩瀬修理の見識(二九二) 開港必須感得の理由(二九二)

註 岩瀬肥後守の人物(幕末政治家)……………二九三

六一 廣東事件と和蘭甲比丹(一)……………二九四

英人廣東燒拂事件(二九四) 和蘭通詞上申書(二九四) キュルチエヌ口演書(二九五) 幕開實物教育(二九六) 甲比丹の本旨(二九七) 條約取結要旨(二九七) 小事屑々の不可(二九七) 病症指摘(二九八)

六二 廣東事件と和蘭甲比丹(二)……………二九九

外交文書體裁の事(二九九) 外國人の不平(二九九) 對英條約の事(三〇〇) 米國の失望(三〇〇) 對外交際公平を要す(三〇一) 國風改良を祈る(三〇二) 日本些細の事のみ拘泥(三〇三) 返答敏活を要す(三〇三) 兵端小事より起る(三〇四)

六三 和蘭甲比丹忠告の効果……………三〇五

効果多大(三〇五) 堀田覺書(三〇六) 廣東の覆轍(三〇七) 仕方變革の要(三〇七) 効果の有り過ぎ(三〇八) ハリスの威嚇(三〇八) 所謂二件(三〇八) 巧妙なる威嚇文句(三〇九)

六四 ハリスの老中等に對する抗議書(一)……………三二一

ハリス閔々の情(三一) 口氣自然に激楚(三一) 返答延引詰問(三一) 出府の件につき書簡提出(三一) 従前提出書簡の要領(三一) 口上返答の不平(三一) ハリス相當の理由(三一)

六五 ハリスの老中等に對する抗議書(二)……………三二五

大統領書簡尊重の希望書(三一) 書簡蔑視の報復(三一) 下田奉行と交渉の不滿(三一) 出府必須の理由(三一) 親しく有益報告を希望(三一) ハリスの掛引(三一)

註 ハリス書簡傳達書(堀田正陸外國掛中書類)……………三二〇

第十三章 堀田正陸の外交意見……………三二一

六六 堀田正陸の外交諮問案(一)……………三二二

堀田の外事通曉(三二) 堀田孤掌鳴らし難し(三二) 堀田諮問案本文(三二) 和戰兩論歴舉(三三) 右の評定(三四) 堀田の正論(三四)

六七 堀田正陸の外交諮問案(二)……………三二四

一種の拒絶論(三二) 右批評(三二) 堀田自己の意見(三二) 貿易必要論(三二) 帝國主義的主張(三二) 諮問を假りての告諭(三二)

六八 堀田正陸の覺書(一)……………三二九

ハリスの態度に就き覺書(三二) 自ら折衝せんとしたるか(三三) 奉行一任を危む(三三) 一向申談の方策(三三) 下田代港の事(三三) 不得止差許の弊(三三) 慣用悪弊(三三) 對内的慣用か(三三)

六九 堀田正陸の覺書(二)……………三三三

貿易筋(三三三) 各國申合せの疑ひ(三三四) 當局の掛念(三三四) 英夷渡來の準備(三三五) 英人渡來の噂の恐れ(三三五) 物産取調べの事(三三六) 種々交易準備の事(三三六) 問題漸次實際に近づく(三三七) 貿易掛下問手書(三三七) 實は告諭(三三八)

七〇 大目付目付の英人廣東燒拂に關する答申書(一)……三三九

最痛快の答申書(三三九) 形勢變革の措置を要す(三四〇) 在留官吏一切江戸呼寄の論(三四一) 萬國探索者仰付の事(三四一) 當代得易からぬ明論(三四二) されど幕閣採用に能はず(三四二)

七一 大目付目付の英人廣東燒拂に關する答申書(二)……三四三

外國西敵の國勢を張ること(三四三) 堂々見識(三四四) 公明正大の規模擴充の事(三四四) 痛快の議論(三四五) 當今急務の大要(三四五) 空言に止まる(三四六)

第十四章 幕薩結婚問題 ……………三四七

七十二 將軍の結婚問題と繼嗣問題 ……………三四七

緊要二問題(三四七) 緊要なる理由(三四七) 武邊合體の要(三四八) 繼嗣問題の重要(三四八) 慶喜の繼嗣を望む者(三四九) 慶喜の人望(三五〇) 公武合體との關係(三五一)

七三 結婚問題相談の手始め ……………三五一

家康の西國大名憂慮(三五二) 徳川島津の政略結婚(三五二) 家定島津氏女を娶る(三五二) 此結婚談の起り(三五二) 齊彬の運動(三五三) 阿部の考慮(三五四) その當初(三五四) 阿部のお部屋不賛成(三五五) 繼嗣問題との連絡(三五六)

註 阿部と島津との結托〔幕府衰亡論〕……………三五六

七四 結婚の進行に關する曲折(一)……………三五七

老女岡川物語(三五八) 篤姫結婚の目的(三五八) 齊彬お部屋を嫌ふ(三五九) 齊彬の苦心(三六〇) 齊彬末川久平に與ふる書(三六〇) 結婚談開始期に就き

七五 結婚の進行に關する曲折(二)……………三六二

たゞ運次第(三六二) 齊彬齊昭に意中を告ぐ(三六三) 齊昭賛成如何(三六三) 齊彬近衛忠照に贈るの書(三六三) 幕府物入打續き(三六四) 忠照に斡旋依頼(三六四) 齊昭止むを得ず賛成か(三六五)

七六 結婚の進行に關する曲折(三)……………三六六

松平慶永また周旋(三六六) 齊彬水戸消息探察(三六六) 慶永齊昭の意を問ふ(三六七) 齊昭の不釋然(三六八) 近衛氏養女とす(三六八) 水戸眞意(三六九)

七七 結婚の進行に關する曲折(四)……………三七〇

松平慶永骨折(三七〇) 慶永篤姫對談(三七〇) 中根雪江の觀察(三七一) 停頓不審(三七二) 遲延の一因(三七二) 齊彬促進運動(三七三)

七八 結婚の進行に關する曲折(五)……………三七四

齊昭内心の不賛成(三七四) 徳川の代を憂ふ(三七五) 齊昭不平辯(三七五) 家定暗愚(三七六) 賢明世子の必要(三七六) 水越が結婚賛成の内面(三七七) 齊彬の目途(三七七) 齊昭眞意(三七七)

七九 政 婚 成 就……………三七八

婚談成立(三七八) 引移準備の取込(三七九) 賄賂請求(三七九) 西郷隆盛の下働き(三八〇) 婚姻の主目的(三八〇) 松平慶永の盡力(三八一) 種々の因縁(三八二)

第十五章 松平慶永の一橋擁立運動(一)……………三八三

八〇 一橋慶喜と將軍繼嗣問題……………三八三

結婚式舉行(三八三) 早く養子問題起る(三八三) 篤姫只員に具はる(三八四) 繼嗣は近愛の問題(三八四) 慶喜適材(三八五) 慶喜一橋家入りの理由(三八五) 家慶の本意如何(三八五) 齊昭の辭退(三八六) 其眞意(三八六) 天下の公論(三八七)

八一 將軍繼嗣問題の具體化(一)……………三八七

家慶の本意不明(三八七) 家慶の慶喜愛好(三八八) 慶喜西城入運動具體化時機(三八九) 家康の胤將に絶んとす(三九〇)

註 家慶の慶喜寵遇(昔夢會筆記)……………三九一

八二 將軍繼嗣問題の具體化(二)……………三九二

慶喜英明(三九二) 慶永齊彬談(三九二) 右の事實(三九三) 橋本西郷の努力(三九四) 敵多き齊昭(三九四) 慶喜立儲の障害(三九四) 大奥の反對(三九五)

八三 松平慶永、尾張慶恕に説く……………三九六

慶喜立儲の具體化(三九六) 慶永の決定希望(三九六) 時勢の切迫(三九七) 時局對策の建儲問題(三九七) 慶喜を推薦(三九八) 尾州侯の助力を求め(三九九) 參謀只尾州あるのみ(三九九) 慶永の熱心(四〇〇)

八四 尾張慶恕の態度……………四〇一

慶恕の冷淡(四〇一) 慶恕慶喜に傾倒せず(四〇一) 水戸家と慶恕との關係(四〇二) 慶恕の制肘者(四〇三) 大藩慶恕教唆の疑(四〇四) 慶恕不徹底の因(四〇四)

註 松平慶永の苦心(徳川慶喜公傳)……………四〇四

八五 松平慶永、蜂須賀齊裕に説く……………四〇六

慶永の熱心(四〇六) 松平齊裕(四〇六) 慶永齊裕に與ふる狀(四〇六) 内外周旋を求め(四〇七) 立儲急要を説く(四〇八) 慶永熱心の動機(四〇九)

第十六章 松平慶永の一橋擁立運動(二)……………四一一

八六 建儲問題に付て慶永再び慶恕に説く……………四一一

顔りに慶恕の周旋を求め(四一一) 建儲此秋に在り(四一二) 慶喜人物見極めを求め(四一二) 建儲の急務痛説(四一三) 土崩瓦解の幾微(四一三) 慶恕の返翰(四一四)

八七 板倉勝明の立儲意見……………四一五

板倉勝明亦慶永同志(四一五) 勝明屢建議(四一六) 勝明の各方面運動(四一六) 反動者(四一七) 勝明の家定論(四一七) 人心不服の恐れ(四一八) 一橋推薦は人心安定の爲(四一八) 一橋擁立派代表意見(四一九) 英君急要の時勢(四一九)

八八 一橋擁立に關する水戸君臣の態度……………四二〇

慶永頻りに促進運動(四二一) 齊彬の内面運動(四二一) 齊昭の表面控居り(四二二) 將軍結婚と交換條件か(四二二) 薩の恩にかくるを恐る(四二三) 齊昭の細心(四二三) 閣老等への遺物(四二三) 機會捕捉に力む(四二四) 一橋の謙讓(四二四) 暗號文通(四二五) 水戸君臣亦盡力(四二五)

註 慶喜將軍繼嗣辭退を烈公に請ふの書(烈公親書年録)……………四二六

八九 伊達宗城の觀察……………四二七

伊達宗城の賛成(四二七) 慶永宛宗城狀(四二七) 宗城聊か悲觀(四二八) 滿朝諸吏慶喜父子嫌忌(四二九) 德島侯に説く事(四二九) 德島侯心裡不明白(四三〇) 齊裕眞心如何(四三〇)

九〇 再び板倉勝明の立儲意見……………四三一

擁立運動不進捗(四三一) 勝明の伊達島津觀察(四三一) 勝明の慶永忠告(四三二) 齊彬依頼を勸告(四三二) 齊彬懐柔の進言(四三三) 緩々御諭を要す(四三三) 新事相有破(四三四) 後宮吹出策(四三五)

九一 島津齊彬の態度(一)……………四三五

結婚問題と繼嗣問題との關係(四三五) 齊彬眞意(四三六) 齊彬慶喜に賛成(四三六) 水戸の大不始末(四三七) 城内の形勢(四三八) 紀州側運動順調(四三八) 水戸の禍因(四三九)

九二 島津齊彬の態度(二)……………四三九

齊彬の當腹誕生期待(四三九) 慶永焦燥(四四〇) 慶恕宗城亦齊彬に同意(四四〇)

○ 將軍意向の不明(四四一) 大奥の水戸嫌ひ(四四二) 家定また慶喜を嫌ふ(四四二) 骨折却て紀州の爲となる(四四三)

九三 島津齊彬の態度(三)..... 四四三

慶永意氣込(四四四) 早急埒明け難き事情(四四四) 篤姫又急速申出に能はず(四四五) 猶豫を得策とす(四四五) 小石川評判散々(四四五) 尾州また同意(四四六) 阿部の意向(四四六) 阿部の時節見計らひ(四四七)

九四 島津齊彬、松平慶永に忠告す..... 四四八

打明け見合せを勸む(四四八) 水戸との文通差控を勸む(四四八) 齊昭嫌はる(四四九) 所謂る極秘の事情(四四九) 齊昭京都にも都合悪し(四五〇) 右書狀月日(四五二) 時節不到來(四五二) 慶喜の人物(四五二)

九五 阿部と將軍繼嗣問題..... 四五三

阿部の慶永忠告(四五三) 老公種々嫌疑(四五三) 西城の事亦差控を勸む(四五四) 慶永差控(四五四) 阿部の一橋擁立熱心の度(四五五) 阿部の方針(四五六)

阿部の四圍狀勢利導策(四五六)

註 阿部正弘の繼嗣問題に關する考へ(幕末政治家)..... 四五七

第十七章 阿部正弘の終焉..... 四五九

九六 公武合體に必需の人物..... 四五九

阿部島津存命せば(四五九) 公武合體の第一要件(四五九) 江戸の一致を必要とす(四六〇) 大勢順應の要(四六〇) 當時の大勢(四六一) 京都側強硬の原因(四六一) 處士横議の因(四六二) 騎虎の勢(四六二)

九七 阿部正弘の死..... 四六三

公武合體の成否阿部一人に繫る(四六三) 阿部發病(四六三) 阿部衰瘦(四六四) 顔色憔悴(四六五) 西洋醫方を用ひず(四六五) 其の理由(四六六) 阿部死亡(四六六)

九八 第二流の政治家..... 四六七

阿部に對する毀譽(四六七) 他の人々との比較(四六七) 調法なる人(四六八) 第二流政治家として滿點(四六九) 天威の侍臣(四六九) 謙抑の人(四七〇) 人情學の博士(四七〇)

九九 時代必須の政治家……………四七一

時代適當の政治家(四七一) 正弘の長所(四七一) 誠意(四七一) 協調力(四七二) 大名間の手形交換所(四七二) 人才登用(四七三) 泰西文物採用(四七三)

一〇〇 政治家としての阿部正弘と其の死去(一)……………四七四

天下の悼惜(四七四) 松平慶永の嘆惜(四七五) 正弘の温厚良善(四七六) 勝海舟の正弘評(四七六) 正弘逝後の政局(四七七) 註 阿部の温厚寛仁(懷舊紀事)……………四七九

一〇一 政治家としての阿部正弘と其の死去(二)……………四七九

水戸齊昭の阿部病氣の配慮(四八〇) 齊昭の正弘信頼(四八〇) 齊昭正弘の關係

(四八一) 製鐵總裁委託の動機(四八一) 阿部死後の齊昭(四八二) 阿部死して獅子撥より出づ(四八三)

一〇二 政治家としての阿部正弘と其の死去(三)……………四八三

あくまでも實務家(四八三) 臨機應變者の一人(四八五) 態度不鮮明の解(四八五) 阿部の開國主義(四八六) 大久保の公評(四八七)

一〇三 政治家としての阿部正弘と其の死去(四)……………四八七

阿部開港見込の證(四八七) 攘夷天理に反す(四八八) 無理をせぬ政治家(四八九) ハリスの悼惜(四八九) 信用外人に延引す(四九〇) 幕府衰亡論著者の悼惜(四九一)

年表並人物概覽

其一 年表……………一一八
其二 人物概覽……………九—二四

索引

目次

三八

一一七

挿入繪圖

- 一 タウンSEND・ハリス肖像……………卷頭
- 一 堀田正睦肖像(一七)堀田正睦の再勦……………七四

近世日本
國民史
公武合體篇

蘇峰學人



第壹章 公武合體の趨勢

【一】 公武合體の宸慮

昭和四年一月初九、大森山王草堂に於て、孝明天皇時代第六卷「公武合體篇」を書き始む。予即今四十年來、予が創立し、予が支持し、殆んど予が生命の大半とも云ふ可き「國民新聞」を去らんとす。胸中悶々、稍く自から強めて此稿を作る。端なく哲人の心地に想到し、自から及ばざるを慚づ。

第一章 一 公武合體の宸慮

一

一 國難に際して公武の例

國難に際して、公武一致の例は、文永、弘安の役に於て、之を見る。蒙古の外
艱、我國に偏り來らんとするや、朝廷も北條氏も、承久の役の記憶は、一時拂
拭し去りたるが如く、期せずして、一致以て國難に當ることとなつた。國內の
争闘も、外敵に對しては、協同一致の力もて、之に當ることは、我國の常例と
云ひ得るや否やは、姑らく措き、其の著明なる先例は、正しく鎌倉時代に存す
る。而して徳川幕府の末期に於て、再び之を見んとした。否な或る程度まで之
を見た。

孝明天皇
宸慮

當時の孝明天皇は、後鳥羽上皇でもなく、後醍醐天皇でもなかつた。天皇は後
鳥羽上皇、後醍醐天皇の、武力もて北條氏を討伐せんとし給うたるが如く、徳
川氏を討伐せんとする思召は、露ほども無かつた。此れは恐れながら天皇の崩
御の際まで無かつた。天皇には固より朝權恢復の思召が在つた。されどその爲
め徳川幕府を打破するとか、徳川氏を潰すとか云ふ思召は無かつた。固より弘

天皇の最
第一宸憂

化の末から慶應にかけ、足かけ廿年の間に於て、天皇の幕府に對し給ふ宸慮
は、幕府の天皇に對する態度如何により、幾許の變化はあつたとするも、始終
一貫、公武合體の根本義に於ては、渝らせ給はなかつた。
更らに一步を進めて云へば、天皇の最第一の宸憂は、如何にして金甌無缺の日
本帝國の國體と國權とを擁護す可きかに存して、直接に皇權の恢復を謀らせ給
ふことは、殆んど是れ無かつた。此れは必らずしも現狀に満足あらせ給ふた爲
めではあるまい。されど天皇には皇權恢復の爲めに、日本帝國を兵馬の巷と
なさんとする程までには、その事に熱中し給はなかつた。否なそれよりも天皇
は、如何にして外艱の頻繁と來り偏るに際して、我が國體を擁護す可き乎と云
ふ一點に、其の全心、全力を注がせ給うて、其他を顧み給ふに遑あらせ給はな
かつたものと、忖度し奉らざるを得ない。
天皇は國體擁護の第一義として、成る可く外人を近けぬことを欲し給うた。そ
れを極端まで押し詰むれば、鎖國ともなり、攘夷ともなる。されど天皇は極端

天皇の對
外的思召

なる鎖國、極端なる攘夷ではなかつた。恐れながら外國と戦争してまでも、鎖國や攘夷の思召を遂げさせ給ふ程の御決心は無かつた。何れかと云へば、平和的攘夷、平和的鎖國が、宸慮の存するところであつたらう。而して平和的攘夷、平和的鎖國は、到底或る程度までの開國、或る程度までの和親と、言葉は違ふが、意味は同様である。

天皇の對幕府思召

世の尊王攘夷家の中には、故らに幕府を倒す爲めに、無理難題の攘夷論もて、これに肉薄した者があつた。されど天皇は未だ曾て方便としての攘夷論もて、幕府を困らせ給ふ様のことは無かつた。若し幕府の當局者が、京都の朝旨に困却したことがあつたとすれば、それは幕府自身が困却したる迄にて、天皇には決して幕府を困却せしめんが爲めに、さる朝旨を下し給ふ様のことは無かつた。固より朝臣の中には、随分諸藩士や、浪人などと謀し合せて、幕府を困却せしむるのみか、幕府を倒す手段として、朝旨を藉りて、自から行ふ可らざる事と知りつゝ、強ひて之を行はしめんとしたるが如き事ありとは云へ。然もそ

天皇唯一の思召

これは決して至尊の聖意ではなかつた。孝明天皇の唯一の思召は、前にも記したる通り、我が金甌無缺の國體擁護に在した。而してそれには幕府を中心とし、日本全國の力を糾合して、之に當らせ給はんとする思召であつた。但だ幕府が愈よ國體擁護の宸慮を遵奉せざる場合には、如何に遊ばさる可きであつた乎。そは姑らく他日の問題として、積極的に討幕などの思召は、絶對的に是れ無かつた。

〔三〕 公武合體と水戸、薩摩及び阿部

公武合體の三種

公武合體と云ふも、之を分類すれば、自から三種ある。第一は公主武從、即ち朝廷を主として、幕府を第二位に置くもの。第二は幕主公從、即ち幕府を主として、朝廷を第二位に置くもの。第三は朝幕兩主、全然朝幕を對當に併立せし

漸次朝主
幕從とな

期せずし
一

めんとするもの。而して第一は遂に倒幕に傾き、第二は結局佐幕となり、而して第三は最後に於て、倒幕若しくは佐幕の何れにか其の態度を定めねばならぬこととなつた。云はゞ公武合體は、維新史の進むに従ひ、其影薄く、やがては殆んど史上から消へ失せねばならぬ仕合となつた。

以上の分類は、事後に於ける論定にて、當初に於ては、斯く精細に區別のつく可き様もなく、同一人に於ても、時には第一となり、時には第二となり、時には第三となる場合もあつた。而して均しく公武合體と云ふも、之を時代的に見れば、初は概して幕主朝從、中は概して朝幕兩主、終は概して朝主幕從となつた。されど此れは唯だ公武合體に關する大勢を語りたるまでにして、各個人に就て見れば、或者は朝幕兩主、或者は幕主朝從のものもあつたであらう。

斯る分類は姑らく措き、孝明天皇登極以來、外艱が眉端に迫り來るに際し、天下の人心は、期せずして、舉國一致に傾いた。朝廷、幕府、大名此の三要素は、何れも此の外艱に就て、戮協す可く、互ひに漸次歩み寄りて來た。云はゞ大勢

國務開濟
念と
三政治

水戸と薩
摩の朝
廷御
利用

は殆んど無意識的に、此の三者を接近せしめた。

されど單に之を大勢にのみ片附け去る可きではなかつた。當時此の内外多事の際に於て、朝廷の勢力を利用して、國務を開濟せんとする政治家があつた。今ま其の中に於て、代表的とも云ふ可きは、第一水戸齊昭、第二島津齊彬、第三阿部正弘であつた。而して此の三人は、當時に於いて、何れも各個の立場に於て、將た各個の流儀に於て、第一流の政治家であり、且つ有力者であつた。

水戸と薩摩とは、勤王と云ふ大根本義に於ける精神以外、何れも朝廷の力を藉りて、幕政の上に、自個の意見、經綸を行はんとする下心があつた。朝廷を利用すると云ふ言葉は、聊か語弊があるが、事實を率直に語れば、先づ其通りであつた。即ち彼等の意見を朝廷に吹き込み、朝廷よりして天降りに、幕府に命令し、幕府をして朝旨を奉せしめんとするにあつた。世間では水戸齊昭のみが、此の手段を用ひたる如く云ひなせども、島津齊彬も、此の方面の掛け引に於ては、決して齊昭の下ではなかつた。但だ彼は安政五年夏に逝いて、大いに

其力を活舞臺に揮ふ機會なかつた爲め、其事が水戸ほどに世間の注意を惹くに
至らなかつた迄のことだ。

阿部正弘
の朝廷利
用

阿部正弘は幕府の當局者でありたれば、朝廷の力を假りて、幕議を左右せんと
する必要はなかつた。されど彼は正しく對外關係に於て、朝廷を利用せんと
試みた。否な彼としては利用したつもりであつた。云はゞ外人に對しては、先
づ第一に朝廷の思召を伺はねばならぬとか、若しくは朝廷の思召が斯く／＼で
あるとか、口を朝廷に藉りて、一時を糊塗したることもあつた。

阿部に對
する過酷
の批評

人或は阿部が外人に就て、朝廷と關係をつけ、此れが爲めに朝廷の幕府に對す
る干涉の端を啓らさ、此れが爲めに、幕府をして進退の自由を失ひ、遂ひに瓦
解の已む可からざるに至つたと云ふものあれども、それは餘りに苛酷の説であ
る。阿部より朝廷に奏上せざるも、朝廷から幕府に御下問あらせられたるに於
ては、當時の場合、中外の政務一切は、悉く朝廷の御委任に由りて、將軍
が其責に任ずれば、別段朝廷からの御沙汰には及び申さずとして、之を彈ねつ

く可き様はなかつた。阿部は時代精神が従前の如く、朝廷をこれほどまでに無
視するを容さざる現状を會得してゐた。されば彼は、此の時代精神を我に利用
し、寧ろ進んで朝廷の力を假りて、其事を行はんと試みたものであらう。

【三】 公武合體は當時の大勢

未だ倒幕
論者無し

嘉永、安政の間、即ち癸丑、甲寅の頃に於ては、天下未だ公然と倒幕説を唱ふ
ものなく、將た恐らくは倒幕説を懐く者とても、決して多數ではなかつた。
否な仔細に之を點檢し來るも、若し絶無と云ふ能はずんば、極めて僅少な數で
あつたであらう。

幕府朝旨
遵奉の態
度

幕府は尊皇の精神からにせよ、將た天下の人心を安ずる方便にせよ。若しくは
責任回避にせよ、其の動機に就ては、何れにもせよ、兎も角も中外に向て、

公武合體
は必須の
勢

朝旨尊奉の態度を取り來つた。此れは徳川幕府創立以來未曾有の事であつたが、然も時局も亦た未曾有の時局であつたから、時に應じて、變通の政治を行ふたるものと云ふも、妨げあるまい。後世より冷靜に論定すれば、徳川幕府の當局者としては、祖宗の法を根本的に變革したものと云ふ可く、善にせよ、惡にせよ、それは頗る重大の儀であつたが、然も當時に於ては、何人も其の變革に氣付くものさへ無く、その事が極めて自然に、順當に、平易に行はれ來つた。惟ふに公武合體は、何人が幕府の政局に膺るも、殆んど避く可らざる勢であつたらう。從來朝廷を、政治の範圍外に驅逐と云へば、穩當を缺くが、敬遠したる幕府が、兎にも角にも、其の範圍内に加入せしむるに至りたるは、三代將軍家光が、大兵を率ゐて京都に乗り込み、二條城に至尊の行幸を仰ぎ奉りたる寛永時代に於ては、全く夢想にも及ばなかつたことであらう。徳川幕府の草創期に於ては、朝廷を敬遠し、此を封じ込むる爲めには、百方苦心もし、努力をもした。然るに嘉永、安政の交に至りて、それを破りて、其の來るを拒ま

時代精神

ず、否な自から迎へたるは、如何にも意外なる事であるが、然も癸丑、甲寅の頃には、それが何人の頭にも當然の事と思はれた。それは畢竟當時の大勢が、此の通りであつたからだ。要するに公武合體は、時代精神であつた。時期は未だ倒幕論の出現を容さなかつた。さりとて又た幕府舊態株守をも容さなかつた。即ち外交の成行に就ては、之を朝廷に奏上し、朝旨を奉じて、之を遵行するを以て、幕府の任務とすることが、當時の輿論——若し斯く云ふを得ば——であり、而してその輿論に順ふて、忠實にその通り取り計ふたのが、當時の幕府執政者であつた。癸丑、甲寅當時、内外の政務に任じたる阿部正弘は、果して如何なる大見識もて、斯く取り計ふた乎、そは揣摩の限りでない。されど彼は能く時代精神を會得した。彼は如何にせば、人心を安じ、物議を起さず、此の未曾有の變局を、首尾克く取り繕ひ得可き乎を知つた。彼には時勢を先導する程の炯眼もなく、又た自から新制度を施設する膽略もなかつたが、然も此の大勢を察し、之に順

阿部の大
勢順應

阿部の安
全第一の
主義

應ずるだけの眼と手とを持つてゐた。
 而して彼は安全第一の政治家であつたから、その安全の爲めには、必要なる改
 革をも辭さなかつた。大勢が改革を要求する場合には、之に應ずるが安全であ
 り、之に應ぜざるが不安全である。乃ち幕府が朝廷に接近するは、單に外人に
 對する掛引上の便宜のみならず、亦た天下の人心を安ずる所以であつた。
 當時の輿論は、聲を揚げて之を幕府に迫らざるまでも、萬一幕府が朝旨を奉せ
 ずとありては、縱令幕府本位の舊習に安著する者とても、亦た其心に安せざる
 程の勢であつたから、安全第一の立場からすれば、阿部の執れる措置は、最
 も至當であつたといはねばならぬ。
 特に京都の雰圍氣は、日一日と頗る濃厚となつて來た。孝明天皇は不世出の英
 主であつた。外患の頻迫を、決して垂拱して傍觀し給ふ御方にては在さな
 かつた。如何に幕府が睡夢昏々の中にあつたにしても、京都からの警鐘には、職
 起せざるを得なかつた。

京都雰圍
氣の濃厚

【四】 筋書無き公武合體

昭和四年一月二十五日、予が六十七歳の誕辰に際し、一月十二日以来中止した
 る筆を執る。此の期間は、予が四十年來創立し、支持し、扶植し、殆んど全生
 命を打ち込みたる、予の畢生の事業とも云ふ可き國民新聞と永訣の爲めに費し
 た。何故に永訣したる、そは云はぬが花であらう。

天下皆公
武合體贊

公武合體は、全國の輿論だ。如何なる極端なる幕府尊崇者も、朝廷を無視す可
 しと云ふ者は無かつた。如何なる極端なる尊皇家も、倒幕論を實行せんとする
 者は、殆んど無かつた。況んや其の兩極の間に在る多數者は、幕を主として
 公を従とする者はあり、朝を主とし幕を従とする者はあれども、公武合體の大
 旨には、誰しも異存を云ふ者は無かつた。
 但だ時と勢との推移の爲めに、朝主幕従者は、自然に朝廷單本位となり、其

天下皆合
體論者

二 困難事

甚だしき者は、倒幕論に到達し、幕主朝從者は、自然に幕府擁護者となり、其甚だしきは、兵力に訴へて、最後の運動を事とす可く餘儀なくせられた。併し此れは他日の事、嘉永の末、安政の始に於ては、天下一般合體論者であつた。乃ち公武合體は、當時の大勢であつた。

然るに此處に一の困難がある。それは公武合體の題目は、出で來りたるも、その外題に相應する筋書が出來ない事だ。公武合體はさる事ながら、合體して如何にせんとする。合體して何事を做さんとする。攘夷乎、和親乎、鎖國乎、開國乎。此の根本義が、一定してゐない。固より個人々々に就て吟味すれば、それぞれ意見もあつた。されど未だ國論の統一を見ない。云はゞ狂言の外題はあり、舞臺はあり、登場の役者はある。然も其の筋書が無い。固より個人々々にあつたであらう。されど公武合體劇の筋書は無い。全く無いでも無いが、其の始終一貫したる即ち筋の通りたる筋書は無い。

公武合體して、而して後國論統一す可き乎。國論統一して、而して後公武合體

公武合體

點の一大弱

幕府執政者の當惑

攘夷說幕府を滅す

す可き乎。當時の執政者は、公武合體の上、兎も角も國論を統一せんと試みた。されど其の統一が出來無かつた。其の統一が出來無かつた爲めに、遂には公武合體其物にまで、ひびが入り來つた。即ち公武合體の一大弱點は、正しく其の筋書が無かつたこと、云はねばならぬ。

惟ふに當時の幕府執政者は、果して胸中に成竹有つた乎、否乎。恐らくは唯だ當惑の二字が、其の真相であつたらう。乃ち兎も角も一時凌ぎに當面の問題を、繰り延べ、其中にはどうにかなるであらうと考へたのであらう。言ひ換ふれば、借金持が、借金取に向て、返済の見込もなく、決心もなく、唯だ當坐通れに、種々の口實を設け、明日とか、明後日とか、何れ追てとか、精々返済するとか、出鱈目を吐き、その時に至れば、亦た同様の出鱈目を吐き、擧句の果は遂ひに自から首を縊らねばならぬ仕合に立ち至ると同様であつた。

要するに幕府を滅したるものは、攘夷說だ。然も其の攘夷說は、幕府鎖國制度の齎らし來れる必然の產物だ。幕府が若し慶長、元和時代の對外氣分を存養し

徒らに問
題糾紛

たらんには、嘉永、安政の交に至りて、攘夷論などの發生す可き理由がない。唯だ外國は畏る可きもの、外人は親しむ可らざるものとの思想が、殆んど第二の國民性とも云ふ可き程に習染したる結果は、開國和親を、國家の長計とす可き大切の時機に際し、最も有力なる妨害物とならざるを得なかつた。

それにして當時に有爲有力なる活眼者が、幕府の執政者となり、正々堂々開國和親の國是を以て、公武合體の實を擧ぐる、未だ必らずしも其道無きでは無かつたが、不幸にも其人無く、遂ひに公武合體は、徒らに問題の糾紛を増大ならしむる所となりて、之を解決する能はざるのみならず、幕府の瓦解に至る迄、糾紛に續くに糾紛を以てし、遂ひに亂麻の如く收拾す可からざるに立ち至らしめた。これ抑も誰の過ぞ。

【五】 筋書無きも役者有り

公武合體
の役者

島津阿部
の和親論

水戸派を
中心とす
る者の意

公武合體には筋書は無かつた。されど役者は有つた。其主なる役者は、水戸齊昭、阿部正弘、島津齊彬、鷹司政通、近衛忠熙、三條實萬などであつた。而して其中に於ても、最も中堅とも云ふ可きは、阿部と島津とであつた。

元來島津と阿部とは、如何なる程度までの開國和親家であつた乎。彼等の表面上の理由は、當時日本の實力にては、到底鎖攘の舊法を維持することは出来ない。故に姑らく便法もて、當坐の難を濟ひ、愈よ實力充實する後を俟ち、徐ろに彼を膺懲す可しと云ふにあつた。乃ち今日和するは、他日戦はんが爲めなりと云ふの論法であつた。

之に反して水戸齊昭を其の中心人物とする水戸派及び之に唱和する人々の意見は、先づ戦争の決心をなし、此方より一戦するの氣勢を示せば、外人等も必らずしも戦争を好むものでないから、必らず彼より讓歩するであらう。されば外

島津阿部の
温和論

に向て戦を示すは、内に於て和を全うする所以である。萬一さる事なければ、一戦亦た可なり。其時には天下の人心を、血の雨にて洗濯し、萎靡不振の士氣を振作するに、此程痛快、且つ緊切なる實物教育は無しとの意見だ。

然も島津、阿部等の意見によれば、それでは國家を孤注とするものだ。所謂詭道にて山師的の分別だ。我に必勝の算なくして戦を挑むは、危険千萬である。戦敗れて而して後和睦する程ならば、寧ろ戦はずして和睦するの優れるに如かず。最初から和親すれば、彼我對當にて相談が出来るが、戦敗後の和睦は、所謂城下の盟にて、相手方の條件に、服従するの外はあるまい。若し果して最初の和親が、屈辱なりとせば、戦敗後の和睦は、或る意味に於ては、降服するも同様にて、此程大なる屈辱はあるまい。

されど之に對する水戸齊昭等の意見は、如何に内心には鎖攘を目的とするも、外一たび和親を示さば、天下の人心は、左なきだに積弱の餘勢に惱されつゝある折から、更らに姑息偷安、滔々として底止する所を知らず、到底武備充實な

水戸派の
強硬論

阿部等の
安全第一
主義

どは思ひも寄らぬことであらう。何と云ふも今日は戦争の気分もて天下の人心を先づ死地に陥れ、而して後之を活すが、是れ時勢に處する所以である。されど阿部側の意見は、天下の人心を振作する杯とは、以ての外のこと。若し一旦敗れん乎、天下の人心は、乍ち離散し、積弱の上に、更らに積弱を加ふるに至らん。此時に至らば、或は國家の土崩瓦解となるも、未だ知る可らず。されば萬一を僥倖して、戦争氣分を煽揚するが如きは、餘りに國家を弄ぶものと云はねばならぬ。國家は大物であり、重物である。されば何よりも安全第一を主とせねばならぬ。それにしては、迂遠の様ではあるが、國家の現狀に鑑み、姑らく和親を爲し、我が武備を整へ、我が爲すある力を養ひ、而して後徐るに鎖攘の目的を達す可しと。

如上の議論は、双方共に不徹底たるを免れない。何となれば水戸派は戦を先にして、和を後にするも、必らずしも戦争もて一貫せず。阿部等は和親を先にし、戦争を後にするも、必らずしも和親を以て一貫せず。則ち双方の差異は、

雙方共に
不徹底

不徹底の
公武合體

氷炭相容れざるにあらざして、唯だ和より戦に赴く乎。戦より和に赴く乎、其の順序の同じからざるに外ならない。要するに公武合體には筋書が無い、全く無いでは無いが、それが一貫してゐない。徹底してゐない。故に筋書らしき筋書が無い。何故に鎖國攘夷は祖法であるから、國を賭しても戦はねばならぬと主張しなかつた乎。何故に開國進取は日本古來の皇諡であるから、それに則りて和親を徹底せしむ可しと、堂々宣言しなかつた乎。若し曖昧と云はゞ、それは水戸派も、阿部派も均しく其の譏りを免れない。

硬軟兩派
共に不徹底

吾人は水戸齊昭を始めとして、水戸派が決して徹上徹下の攘夷者でなかつたことを知る。吾人は阿部派が此れと同時に亦た和親に於て、尙ほ一膜の隔てあるを憾とする。但だ筋書は無きも、役者があれば兎も角も舞臺面を取り繕ふて、餘りに醜態を暴露せしめずして済む場合もある。乃ち斯る場合が、癸丑、甲寅の當初には出現した。

島津阿部の開國意見

勝安房曰く、余は薩藩と阿部家には縁故ありて、往々世人の知らざる所を知れり。余は長崎へ差向けられ、蘭人に就きて航海術傳習を命ぜられたる時、汽船運轉を試み、鹿兒島に赴き、薩侯に面し、琉球へも赴かんとすることを告げたるに、侯忽ち色を變じ、聲を潜めて之を止め、卿一人ならば、可なりと雖も、同伴者多きときは、漫に事を洩らすの恐れありと。薩州にては此時既に盛に貿易の準備をなし、陶器、織物、硝子其他の製造等教師を招きて傳習し、之を琉球に於て外國人に賣り渡し、又英佛の教師を聘して藩士に洋學を傳習せしむる際なれば、侯は幕人が之を目撃して機密を洩らすを恐れたるなり。侯は貿易を以て富國を謀り、大に海軍を擴張して幕府を輔佐し、皇國に盡すの精神を吐露せり。右の如く進んで貿易の準備を務めたるは、畢竟開老の首座を占めたる勢州と内外協力して、開國の密議十分に整ひ、内政改革は勢州擔當し、京都の調和及び諸侯の一致は薩侯の任としたるなり。薩州侯が最初より和親貿易に著目せし實跡は右に就て見るべしと雖も、勢州が同主義の方針を執りしことに至ては、極めて隱密にて甚だ窺ひ得難し。之を察知する者は、實に余一人と云て可なり。(阿部正弘事蹟所載、諸家説話)

第二章 阿部正弘の政治家的本質

【六】今和明戦の苟合説

島津阿部
和親論の
根拠

阿部等の
苟合的態度

經驗と時間とは、共に大なる教師である。阿部正弘の如きも、當初は唯だ餘儀なき勢に逼られて、即ち一時的方便として、和親説に傾いたものであつたらう。されど彼の晩年に於ては、和親其物の單に當坐餘儀なき必要のみでなく、此れが國家の長計であることに氣付たであらう。島津齊彬の如きも、阿部よりもより多く海外の知識を有し、且つ其の知識を得る方便を有したるが爲めに、和親説に就ては、更らに一層進んだる見解を持してゐたものと思はるゝ。

但だ彼等は理想家にあらず、實行者であつた爲めに、餘計なる議論をなして、平地に波瀾を起すを好まず。最小限度に、唯だ當坐の實行に必須なるだけの意見を見を漏らしたるに過ぎなかつた。即ち一般的の鎖國攘夷の世論と、正面衝突

攘夷空氣
の長養

阿部が煩
累か

を避けて、それもさることながら、今日は其の時期でない、唯だ姑らく其の準備の出で來るを俟つて、徐ろに之を行ふ可しとの、極めて苟合的なる態度を持した。

此れは新局面を打出するに、最も障碍少き賢明なる方法であつたかも知れない。されど世論は何れも之を眞ともに受けて、今日の和親、即ち他日の攘夷の下地であるかの如く心得た。而して焉んぞ知らん、此れが朝廷を誤り、世間を誤り、且つ幕府を誤る所以とならんとは。何となれば此の今和明戦の論は、事實に於ては、却て攘夷の空氣を長養する所以となつたからだ。而して此れが幕府の言質となりて、幕府瓦解の際に至るまで、幕府の自由なる立場を拘束したるが爲めに。

されば若し幕府に煩累を及ぼした程度から云へば、齊昭の熱烈なる攘夷論であつた乎、將た阿部等の生温るき和親論であつた乎、何れとも其の判断がつかない。

世間の觀

齊昭の攘夷の裏に和親あるは、固より然らむ。されど世間は決して其の裏面的消息を察せず、只だ攘夷一點張りとして信じてゐた。阿部等の本心は、寧ろ其の唱説する和親の裡に攘夷ありでなくして、和親を以て表裏一徹したものであつたかも知れない。されど世間は其の唱説したる通りに信じ且つ信せんとした。要するに世間は齊昭の攘夷説は正しく生粹の攘夷説と信じ、阿部等の和親論は、攘夷説の一次的保護色と認めたり。

苟合時局
と成るの因

若し阿部等が、當坐に都合よき攘夷が目的であり、和親が方便であるとの唱説に代ふるに、開國進取の意見を眞向に駁し、正々堂々と表裏一徹の和親論を唱説せん乎。當坐の世情を激昂せしむる處は多かつたにせよ。此れが爲めに不純の空気を一掃し、政局をして青天白日を見るの感あらしめたであらう。而して例令朝廷に於ても、攘夷熱は熾盛にせよ、尙ほ關白鷹司政通の如き、外夷を招徠するは、皇國祖宗の宏謨にして、今更ら外人來航を拒む可きものでないと意見を有する者さへありたる程なれば、朝議を開國に纏むることも、決して

阿部等の
當座逃れの

絶對的不可でなかつたかも知れない。云ひ換へれば、阿部等が攘夷論者に苟合したるは、時局を平穩に了せんと欲して、反對に時局を糾紛せしめたる所以であつたかも知れない。

阿部遁辭
の禍

但だ阿部等其の人々が、果して當初より徹底的開國進取の意見を抱きたる乎、否乎。それは頗る覺束ない。嘉永六年六月三日彼理が黒船四艘を率ゐて、浦賀に乗り込み來りたる際、當局者たる阿部等は唯だ當惑した。彼等の胸中は、如何にして其の當面の厄難より逃れんとするかにありて、固より開鎖の得失などを考究するの違あなかつた。爾來時と與に、經驗と與に、和親が已むを得ざる應急の策であるのみでなく、此れが國家の長計であると氣付いたかも知れないが、それとても屹度其の通りとは受合が出来ない。

彼は唯だ時勢と共に推移する政治家にして、固より時勢を先導する豫言者でない。されば之を以て阿部正弘等に望むは、無理の注文であらう。されど唯だ阿部等が、一時逃れに、他日攘夷の目的の爲めに、今日已むを得ず和親するて

ふ遁辭が、如何に幕府に禍したるかは、爾後の歴史が、其の證人である。併し此れは必らずしも阿部が、世を欺き人を騙したものでない。彼自身も當初は眞面目に斯く信じてゐたかも知れない。但だ安政二年以降に至りては、彼は實物教育によりて、恐らくは大いに悟る所があつたであらう。

【七】阿部と國論の歸一

遺憾ながら癸丑、甲寅の際には、第一に國家の大方針を定め、第二に公武合體を以て其の遂行に當るべき指導的人物が無かつた。固より開國説を唱ふる者も有つた。されど其論は概して戦争が出来ないから、開國すると云ふに止つた。斯る議論にては、國論を一致せしめ、天下の人心を率ゐることは、到底思ひも寄らぬ事だ。此の如くして國論は遂に不統一の儘、和ともつかず、戦ともつ

指導的
物の缺乏

公武合體
不結果の

阿部の調
停的手腕

水戸齊昭
の立場

かず、開ともつかず、鎖ともつかず、其日々の天氣模様にて経過した。云はゞ國論は公武合體の向ふ所に於て一致しなかつた。即ち公武合體は、開鎖和戦の間を彷徨した。而して其の結果は、折角の公武合體が、合體の實を擧ぐる能はざる境遇に陥つた。何となれば向ふ所一ならざれば、合體せんとするも、到底不可能の事であるからだ。

されど若し當時に於て、不充分ながらも、國是を定め、公武の向ふ所を、曲りなりにも一致せしむ可き人あらば、それは阿部正弘と島津齊彬であつた。阿部は天成の一大調停者であつた。彼の手は觸る所春を生じた。彼は何れの幕府執政者にも鬼門なる大奥に於て、信用があつた。此の一點に於ては水野忠邦は固より、松平定信さへも、彼には及ばなかつた。彼は將軍の親信を得た。而して彼は凡有る大藩の大名と親善であつた。

國論統一に就て、最大の厄介物は水戸齊昭であつた。齊昭の駒籠閉居の十年は、彼をして時務的接觸より遠からしめた。彼の攘夷説は其中に機關あり、表裏あ

り、決して純なるものでないと云ふ者あれども、是れ必らずしも篤論でない。彼は時務と接觸して、漸く其の單純なる攘夷の實行し難きを覺りたれども、其の掲げたる攘夷の看板を、即坐に塗り改むる譯には參らず、餘儀なく外戦内和など、云ふ複雑なる立場を拵ふるに至つたのだ。されば攘夷説の最硬派を以て目せられたる水戸齊昭さへも、時と與に若干は推移した。況んや其他の者に於てをやだ。

環境に影
響せられ
たる齊昭
の態度

此れは想像であるが、若し藤田東湖などが、安政二年十月二日の江戸大地震の爲めに斃れなかつたならば、東湖の攘夷説は、如何なる點に落著す可かりし乎。彼の如き聰明にして世故に練達したる人物なれば、或は意外の發展を見たかも知れない。水戸齊昭の態度が、癸丑、甲寅以來、聊か鮮明を缺くに似たるものあるは、畢竟其の意見が、環境の大勢に感化せられたる證據と云ふも差支あるまい。

開國論者

齊昭にして尙ほ且つ然り、況んや齊昭程に骨が硬くなく、又た片意地でなく、

多くは不
徹底

而して寛裕温厚、能く容るゝ所ある阿部に於てをやだ。阿部は必らずしも徹底したる開國家ではなかつた。されど當時に於て徹底したる開國論者、それ幾許ぞ。總ての人概ね濛々職々たる場合に於て、獨り阿部正弘にのみ之を責むるは、餘りに過酷ではあるまい乎。開國論は佐久間、横井などを以て、其の唱首と稱するも、癸丑、甲寅頃に於ては、此の人々の議論とても、決して徹底したる開國論には進まなかつた。

阿部の海
外知識の
淵源

人間の思想の變遷は、一時の時間もて、其の速力を測定することは出来ない。或る場合には、百年も停滞することあり。或る場合には、一日にして急轉直下することあり。嘉永の末、安政の始にかけては、天下人心の變動、最も劇甚の際にて、之を尋常一様の時節と同一視す可きものではない。乃ち阿部の如きも、若し純粹の開國家と云ふ能はずんば、少くとも最もそれに幾き一人であつたと云はねばならぬ。而して此れは彼が先代阿部正精から傳來したる海外知識と趣味との延長と云はんよりも、寧ろ親しく外事に接觸したる實物教育の賜と言

阿部の本心

はねばならぬ。惟ふに彼の晩年に於ては、彼は外和内戰、若しくは今和明戰の説を唱へつゝも、其の本心は、和親開國が、國家の長策であると自覺したものであつたらう。然も彼が其の本音を吐かなかつたのは、此れが爲めに公武合體と云はんよりも、幕府の統制上に、異論百出し、意外の破綻を招かんことを慮つた爲めであらう。

【八】阿部正弘と賣女一件(一)

阿部の政治家的本質

阿部正弘は、一面優柔不斷の病はあつた様だが、然も彼には多量の政治家的本質を具へてゐた。彼は斷ず可きに斷せず、決す可きに決せざる弱點はあつた様だが、然も事に臨んで苟もしなかつた。而して恒に能く大體を持し、大局に

正弘の魁

眼を著けてゐた。勝海舟は曰く、

正弘常に國事に魁勉し、夙夜懈らざりしは、近代之閣老中に在て、實に其儔匹稀なり。其一事を擧れば、每朝登營の時、諸有司の謁を乞ひ、事を陳する者數十人に下らず。毎に和氣從容其言を開、更に倦色なし。正弘體肥豊、其謁畢るに及て、坊主等其跡を觀れば、流汗席を濡ほせりと云。また諸方より政府の指令を仰ぐものは、其評議を目付、并勘定奉行等に命じ、閣老は大抵其の評決を以て、指令するのみなれ共、正弘は退朝の後、點燈必これを熟閲し、儘己れの意見を批し、再三論究するを常とす。左に掲ぐるは、事は瑣屑といへども、稍其一斑を見るに足る可し。

下田港賣女不許可

として、左に下田港に於ける賣女一件の文書を記してゐる。
下田表異人休息所え賣女差出候儀に付、再應評議仕申上候書付。

海防掛

夷人休息所へ賣女差出候儀に付、御書取之趣、得と拜見仕候處、右は私共におゐても素好候筋には無之候得共、無餘儀一場合と、最前之通り申上候處、御書取之趣、逸々恐伏奉感戴一候事而已にて、別段可ニ申上廉無之、何卒所之奉行右之趣奉感戴、御趣意貫き候様仕度奉存候間、右御書取下田奉行へ拜見被仰付候方と奉存候。依レ之御下げ被成候御書取返上仕、此段申上候、以上。

寅（安政元年）九月

海防掛の承伏

此の如く海防掛より、賣女を異人に提供する申請に付、阿部正弘は其の不是なる所以を開示し、海防掛も今は一言もなく、之に承伏し、更らに阿部開示の趣旨を、下田奉行にも貫徹せしむ可く、其の書類を下田奉行に回付せんことを希望した。今其の書類を見れば、左の通りである。

夷人休息所へ賣女差出候一件に付、見込書

伊勢守

宿泊所定の論

條約書附録に、徘徊之もの、休息所は、追而其爲旅店設るまで下田了仙寺、柿崎玉泉寺二ヶ寺を定置べしと有之候上は、追々休息所取立遣候は勿論之儀に候。下田奉行見込市店宿屋等にて、休息致候様相成候。而は、和人亞人の差別無之、座席を同じ、飲食を共にし、終には密賣買婦女混交之媒酌と成行候。而は、不容易との事、是は申迄も無之、既に奉行書付最初に認有之通、休息所定置不申而は不取締に付、相應之場所見立候迄、了仙寺、玉泉寺に相定候。上は、改めて不取締之市店宿屋等相定候筈無之、武濱船造場は、町家え川筋隔り取締宜敷、長崎出島に比競可致場所に付、是えと申儀は至極尤と存候。

表向賣女定置の益

此所は御臺場築立度地勢にも候得共、夫是取合追々評議可被致候。差向存込候は、夷人休息所え兩三軒茶亭取立、道中筋食賣女同様之者相撰候。而、茶菓酒肴之給仕爲致、夷人遠洋風濤を侵渡來之艱苦を慰勞致、懇切取扱候。はゞ、元より夷人迎も、人情に於て異り候儀有之の間敷、寛大

の御所置に、感戴可仕との事。然處御勘定奉行初評議之趣に而は、奉行罷在候場所え隠賣女差置候。妾に而は、失禮に有之候間、表向之賣女之方可然と申様之見込に候。以上は賣女を夷人に差出す一件に付て屬僚共の意見の梗概だ。即ち賣女を夷人に提供するは、彼等を懐柔する所以であり、然も既に提供するからには、隠賣女よりも、表向の賣女然る可しとの評議であつた。此に就て阿部正弘は、如何なる意見を開示したる乎。

下田表米人休息所に就き上申書

下田淫靡の俗
妓館設置

亞墨利加人休息所之義に付、下田奉行相伺候書面御下ケ被レ成、熟覽勸辨仕候處、下田表之義は、從來淫靡之土俗にて、毎々男女分別難ニ相立、不取締之事共有レ之哉に相聞候。然ル處、當春以來、度度異船入津仕候に付而は、追々耳目に慣候より、異人ニ對候而も、遂に舊來之習俗を顯し、果は如何様之狎獵出來可レ仕哉も難レ計、就而ハ華夷混淆之懸念も不レ少候ニ付、下田奉行見込之通、一方に片寄せ、妓館を構候ハ、異人取扱之義は勿論、一體之士風を改革仕候手立にも可ニ相成レ哉。尤市

の要

中之右様是迄之妾に相成居候てハ、妓館を設ケ候丈之惡習を相益候迄之義ニ付、右之廉御許容ニ相成候上は、市中之規律は不レ及レ申、異人上陸之取締、華夷分辨之立方等猶互細ニ見込之趣取調由上候様、下田奉行ヲ被ニ仰達ニ可レ然哉と奉レ存候。私共評議仕候處、書面之通御坐候。則御下ケ之御書而返上、此段申上候。以上。

九 月

井戸 石見守
筒井 肥前守
鷗殿 民部少輔
一色 邦之輔
岩瀬 修理
〔町奉行書類所收外國事件書〕

〔九〕 阿部正弘と賣女一件 (二)

見弘の意
阿部正弘の所謂「夷人休息所え賣女差出候に付」ての意見は實に左の通りだ。

賣女を表に顯し候と、顯し不申とは差置て、權宜之策とは乍申、右様のもの、夷人之翫物に差出、男女之交、迄差許候は如何に候はず哉。成程夷人迎も人情に相違は有之間敷、寛大之御所置を感戴も可致なれ共、寛大之御所置も、際限有之義にて、既に是迄之御處置、二百年來之御國法に不拘、寛大之御取扱廉々有之、彼人情あらば、已に感戴致し居候、廉も可有之、故に彼之動靜、全く和親取結悦喜之體に相見へ居候。猶此上必しも男女之欲迄爲、遂候迄に至不申共、彼に事欠候義にも無之、勿論、表立最初より、願立候事柄にも無之、畢竟此方よりの察しに候間、矢張是迄之手續にて、不相替一緩優に取扱候は、速に事破れ候義も有之間敷、且右様婦女差出置候て、夷人共え市店にて飲食所望致中間敷申聞、市中之者えも其段心得候様申付候は、和人夷人之差別相立、遊歩之里數も縮り可申は必定との事に候得共、是も推察見越にて、被三請合不申、纒兩三軒之茶店え十人二十人婦女被置候迎、數百人之夷人相手にも事足り不

夷人淫靡
増長せん

勸定奉行
等の評議
を殿す

レ申、彼人々感溺致し候、風儀に相成候は、何れ夷人之内、重立候者而巳、日々耽樂を極め、下賤之者は、徒に茶亭之觀樂を遙に見物致位にて、銘々其情慾を遂げ不申候は、眼前淫靡之情態を見受候より、我儘増長、矢張市中之女子等へ目懸候、風に可相成一歎と被察候。左候ては和人夷人之差別は一向に相立不申、是迄迎も了仙寺休息所と相成候ても、先づ重立候者來り休息致し、大勢之夷人にて、方々え散亂遊歩致候は、一向に減不申由に候得ば、中々市中飲食之防ぎも、七里遊歩の縮にも不相成、都て注文通には參り申間敷候。

以上は、賣女提供の、却て有害無益なる理由を擧げたるものだ。且又御勘定奉行初評議に賣色をも委ね、彼之氣先を折き候方との事に候得共、少々之氣先ならば、賣女にて折けも可申なれ共、大個條に至りては、決して賣女も用立申間敷、殊に一時其節限りの事に候得ば、少々面倒なる議にても、其節婦人を以て、其心を蕩かし、彼十分之望を、六七分にて爲濟候

様之事も出来可申なれども、毎々日々之義にては、彼一旦婦人に性根を被奪、此方之註文通に相成候ても、跡にて是はと後悔、再度彼是可ニ申出、今日承諾之事を、明日違變、酒に酔候者醉中之義は、醒候ては間違と相替候類にて、節角苦辛致し、婦女差出候而も、翌日手戻り候ては、何之詮も無レ之候。

勘定奉行
愚等評議の

外交當局

是亦た賣女提供の何等効用なき所以の一である。如何に當時の幕吏が、小刀細工を弄しつゝ、あつた乎。彼等は米人に賣女を提供して、賣女もて其の荒らき鼻息を和げ、其の猛烈なる要求を緩ふせんとした。斯る莫迦くしき話を、眞面目に繰り返すは、今日に於ては、到底夢想だも及ばぬことであるが、當時の勘定奉行とか、目付とか云ふ連中は、幕吏中の録々たる者共なるに拘らず、尙ほ斯る手段を案出して、此を妙策としたるを見れば、自餘の職々者流に於て、一切外交はイロハさへも了解し得なかつたことが想ひやらるゝ。斯る徒輩を率ゐて外交の衝に當らんとするは、決して容易の業ではない。され

亦困難

ば阿部正弘の立場も、亦た困難であつたと云はねばならぬ。一方には強がり屋の水戸齊昭杯を相手とし、他方には庸俗、懦弱の幕吏を相手とし、此の未曾有の難局を濟はんとす。其の苦境も亦た察す可きだ。

〔107〕 阿部正弘と賣女一件 (三)

昭和四年三月十七日、臺灣旅行歸來、山王草堂に於て前稿を續く。

官吏差置
拒絶の手

且條約十一ヶ條目に、兩國政府に於て、無レ據義有レ之候模様を寄、合衆國官吏のもの、下田え差置候義も可レ有レ之との約定を防ぎ候手立にも可ニ相成一歟。尤彼強撓之性質にて、一度申出候事は、容易に翻り不申旨に候得ば、見居は付兼候得共、前にも申候通、小事は如何様とも可ニ相成一歟

逆も賣女
の計には

賣女設置
の大弊

なれども、商館取立官吏差置候様之大箇條は、交易を願候候、坏と同様、國王よりの命を以て、來り候得ば、一時婦人之遊より、其心和ぎ、存詰たる義を休めに致す様には、逆も參り申間敷候。就ては斯様に術計を用ひ候よりは、官吏差置候義は、何分承知難致と穩和に斷付候外、手段有之間敷、假令是にて戦争を引出し候も無致方と申位に迄斷詰、夫にても彼承知不致位ならば、逆も賣女之計策には陥り不申候。右之模様と存候得ば、賣女一件格別益も無之、少々應接致能き位之事に可有之、詰り御目付評議書に有之通り、妓館を設け候、丈之惡習を相増候而已に候。但御目付見込も下田淫靡之風俗に付、夷人耳目に慣候上は、如何様之義出來も難計に付、奉行見込之通を以取計、一方に片寄一體之士風改革致度趣意に相見候得共、此改革不容易一事にて、逆も賣女之一件より、此取締を付候と申は六ヶ敷被存候。全體長崎出島之如く、賣女立入候ても、館外一步も夷人他出不致候は、取締付候得共、數百人之夷人、七里四方遊

對内的惡
弊

步勝手次第に候得ば、五人十人休息所之賣女を以、華夷之差別相立候は、及び難き事に候。右之通無益之事に有之而已ならず、其後患賣女二十人差出候は、彼不足にて三十人出し吳と申義も可有之、三十人差出候は、序に四十人五十人と申様に、段々相募候は、最初は寛大之御所置と難有感戴致候。夷人、初を忘れ我儘増長、十日にて退帆可致者も、廿日滞留候様相成、其他之國々も日本之妓館珍敷と傳聞、比比と渡來致候は、支那印度地方之商船并、近海鯨漁之船共、皆々間合に下田に來り保養致候風習とも可相成、其弊中々アメリカ人下田市中之婦女と、萬一之義有之てはと申位之事には無之、大なる害と成可申候。將又下田に妓館相初り候ては、御國人氣忽相弛武備之整、只さへ隙取可申に、別て隙取可申、下田湊御固を持候、大名家々之人數なども、自然と遊治之風習を生じ、却て不取締之姿にも可相成と存候。尤先々諸事此儘と申にては無之、精々如何様にも、互に骨折改革致度は勿論に候得共、先差向賣女一件之見込申述

候。猶一覽熟考祈入候。

夜中燈下認、別而亂毫。

阿部の見識と手腕

如何にも思慮周密、用意精到、一國の宰相として、寔に愧かしからぬ見識を具へたる者と云はねばならぬ。抑も賣女政策もて、外人の心を緩和し、彼我の接觸を圓滑にし、彼の我に對する態度を緩和せん杯との意見は、如何にも當時の幕吏にふさわしき説にして、今更ら其の不見識や、卑屈を嗤ふ可きにも値ひせざるも、諄々として其の不可なる所以を説示し、此の俗吏輩をして、悦服甘心せしむるに至らしめたる手際は、實に阿部其人が單に一個の見識家であるのみならず、其の見識を行ふの手腕の、如何にも練達したるを證するに足るものがある。

大局を知る名宰相

正弘は何れかと云へば、人情學の博士にして、寧ろ純理的政治家ではなかつた。彼は徳川歴代の政治家中、殆んど何れの政治家も、其の手を燒きたる大奥との交渉にさへも成功し、自餘の政治家は、大奥の爲めに排斥せられたるも、彼は却て大奥によりて、其の位地を固くしたる程凄腕の持主であつた。それにも拘らず、此の如き見識を持して以て下僚に臨みたるは、實に能く大體を知る名宰相と云はねばならぬ。

第三章 米船の日本沿岸測量問題

【一】圓滑なる朝幕間の關係

許國朝延の三條約の聽

朝廷が米露英三國條約を、兎も角も聽許せられたるは、既記の通りだ。
 (參照 日露英蘭條約締結篇 一〇八一—一〇二) 右につき安政二年七月二十八日附にて、老中阿部正弘より、禁裏附都筑駿河守(峰重)に時勢據んどころなき譯柄等委細奏聞すべき事を命令した。而して都筑は九月十八日所司代脇坂淡路守と同道參内して、關白傳奏等に會見し、阿部の指圖通り奏聞を遂げた。其の効果は九月二十二日附にて、脇坂から、阿部、牧野、久世、内藤等の諸老中に宛てた書中に、

殊の外觀感被爲在、先以被遊御安心候。

とあれば、正しく阿部の注文通りに、行はれた。而して此事に付ては、十一月

五日附にて、阿部其他老中連名にて、脇坂に當て、

段々厚御沙汰之次第、關白殿下申聞候趣、委細御申越致承知候。則

御聽にも入置候間、右御挨拶等關白殿へ面謁之砌、宜被申述置候様に
 と存候。

と答へてゐる。

一 般 人 心
 鎖 鎖 不 徹
 底 開

此の如く米國、露國、英國との條約は、單に朝廷の御聽許を得たるのみならず、殊の外觀感被爲在、たと云ふことであれば、此れ以上の公武合體はあるまいと思はる。此の調子にて推し行かば、京都と江戸との喰ひ違ひや、衝突を來たす可き心配は、少しも是れなかる可き筈であるのに、それが事面倒となつたのは、何故であらう。

積極的に和親開國が、日本の長計であると看破したる識者は、當時幾許あつた乎。そは皆無と云はざる迄も、極めて僅少であつた。されど反對に、即刻開戦しても、鎖國の舊法を固執す可しと、中心から確信した者も、極めて僅少であ

つたに相違あるまい。一般の人心は、戦争も嫌ひ、開國も嫌ひと云ふ點に落著したであらう。既に戦争せず開國せずと云へば、其の術の巧拙は兎も角として、詮ずる所は、唯だ少しづつ、解決を繰り延べ、繰り延べて、讓歩するの外なかつたであらう。

外戦内和
論と外和
内戦論

攘夷家の巨魁は、水戸齊昭と目指された。されど彼は外戦内和論者であつた。即ち表面戦争の覺悟もて、全國の士氣を鼓舞作興し、裏面に於ては、其の勢力を利用して、有利なる平和を贏ち得んとするにあつた。之に反して、幕府は、外和内戦を標榜し、當坐は彼の注文を餘儀なく容るゝも、愈よ我に準備が出で來れば、その時は追拂でも、打拂でも、私の注文通りにすると云ふ口實であつた。今茲に口實と云ふは、彼等の中に、心から眞に開戦を期待したる者は、前にも後にも、殆んど一人も是れ無かつたからだ。

孝明天皇
御聖意

如上の風潮は、江戸のみには限らなかつた。恐らくは京都とても同様であつた。孝明天皇は、心から開國を好ませ給はなかつた。それと同時に、戦争をも

奏聞の要
點

好ませ給はなかつた。されば聖意のある所は穩便に鎖國の舊態を保持するの一點に存した。然もそれが不可能として、開國乎、戦争乎、何れをか其一を取らねばならぬ破目となつた際には、果して聖斷の何れに在したる乎、そは忖度し奉る限りではなかつたが、何れにしても出來得る限りに於て、平和と鎖國とを、兩ながら得んことを欲し給ふたものと察し奉る。而して幕府が朝廷に向て據る無き事情を申し述べたのは、畢竟和親條約を締結せざれば、開戦となつての虞れがある。而して我國には開戦の準備が無く必勝の算が無いから、枉げて彼等の要求を、悉くとは云はぬが平和の保持し得らるゝ最少限度に於て、容るゝの止むなきに至つた所以を委曲奏上したものと察せらるゝ。

【二三】米船の日本沿海測量に付ての反對意見

對外關係
益複雜

若し對外關係が、唯だ日本の或る港灣——例せば長崎、下田、箱館——に、偶々外國船の來訪なる程度であつたならば、開國の論も、事實の上に於ては、餘りに必要なく、公武の關係も、事改めて面倒に赴く心配もなかつたであらう。されど外人の要望は、日一日と切迫し來り、何時迄も鼠色の政策もて、一時を糊塗し難き形勢となりつゝあつた。四角なる物も、取扱ひの方法では圓くなること云ふも、對外關係は、我に於て旗幟を鮮明ならしめざる限りは、到底手におへぬ物となりつゝあつた。

米國測量
船來る

手近き例は、米國船が、日本近海測量の一件だ。即ち安政二年三月二十七日未下刻（午後三時頃）米國船二隻、下田港に入り來る。此れは諸國測量の爲めと云ふことにて、他に別状もなき模様だ。今ま三月二十八日附にて、米國水師提督ロッチャースの書翰の要領を掲ぐれば、今より五年以前、北米合衆國より五艘

の測量船を、諸方へ發航せしめた。米國と支那との貿易には、日本近海を通航せねばならぬ。それには其の暗礁、島嶼等を測量し、航海を安全ならしむる必要がある。而して此れは米國の利益のみでなく、又た日本の利益である。歐米諸國の政府は、其の港灣の圖を製し、之を發賣す。是れ自國に害なく、他人に便利であるからだ。されば日本に於ても沿海測量を免許ありたし。若し日本人が我等の測量船に乗り込み學ぶ所あらば、我等の欣幸とする所であると云ふことだ。

幕府許否
不徹底

されど幕府にては、極めて煮え切らぬ態度もて、下田奉行へ左の命令書を發した。

覺

下田奉行え

亞米利加船より申立候、日本海測量願之趣、急速之沙汰には難ニ相成一候間、彼方申立之通、出帆可レ爲レ致、追て否哉承り候ため渡來之儀は、勝

手次第に候へ共、測量之儀は、從來御國之ものにてても制禁之儀に付、容易に御聞届難ニ相成、行々際限も無レ之事故、五个月を限り、必、挨拶可レ有レ之譯には至兼候間、精々及ニ談論、此儀能々爲レ辨候様可レ被ニ取計一候事〇

但アメリカカ船、戸田え爲ニ相廻一候義は、決して難ニ相成一候間、其趣に可レ被ニ取計一候事〇

浦賀長崎
奉行等意
見

尙ほ此の一件に付き五月二十日附、在府浦賀、長崎、箱館三奉行——松平伊賀守、川村對馬守、堀織部正——等の上申書の要領は、和親とは、双方五分〳の歩み合だ。若し事毎に彼の注文に應じて讓歩せば、是れは和親の本義に反する。交易は彼國の利にして、我國の不利、耶蘇教は、彼國民心固結の本にして、我國に於ては、民衆離叛瓦解の禍胎である。我國は封建、彼國は郡縣、其の制度全く相ひ反してゐる。

就中此程申立候測量等之義は、甚以御國之禁忌に係り、已に御國內のものへも御許容難ニ相成一儀を、外國人え御許有レ之候ては、何共御不都合

申上候迄も無レ之……萬一右申分に通御許容有レ之候ては、以之外之儀と奉レ存候。……勿論是迄應接之面々、再三再四論詰いたし候義には候へ共、是迄之處江戸海え推參之懸念有レ之、旁徹底之場合に至兼候義も可レ有レ之、然ル處此度申立之趣、御聞濟相成候ては、後日之御取締方有レ之間敷、御後患之所、江戸海え推參仕候より甚敷筋に相當り、譬へ一度江戸海え艇入候共、其時限之義に有レ之、御要害測量等御聞濟相成候は、不朽之御疵累と可ニ相成一且一度御城下近へ乗入候共、御所置方に寄候ては、懲戒致し、再度推參不致様之御仕向方も可レ有レ之、左候は、却て後圖之御一助にも可レ被レ爲レ成、旁幾重にも厚く御賢慮を被レ爲レ回、江戸海駛入之願念無レ之、十分理義を盡し、談判を詰可レ申旨、應接之面々へ御下知被レ爲レ在候様仕度〇

との意見を開陳してゐる。而して箱館奉行堀織部正は、別に一個の意見書として、若し悉く其の要求を容れなば、條約は虛文とならん、此際須らく、

堀織部正
意見

何れにも今一應力を盡し、討論之上、御條約御文表之通取狭め、字裏に含候事件無餘儀一筋は改めて御差許之上、打露し書加て、其餘文表に無之箇條は、敷演致間敷旨に、御約束有之度義と奉存候。

と云ひ、更らに測量の願ひも、畢竟は水師提督一己人の了見にして、彼是と條約面を楯として注文するのは、下田滞在の露人と共謀ではあるまい乎抔と云ひ、到底は、

畢竟兩國永久之大契約を結び、萬世兩全を可求書面、右之通含糊曖昧之文面にて、被ニ差置一候義難ニ相叶一と奉存候間、今一應議論を詰め、改めて御加判有之候より外、御取纏め方有之間敷と奉存候。

と痛論してゐる。

亞米利加測量船に就き大評議

安政二年五月十五日。晴。(中略)

御退出後、鶴白書院に而、評定所一座海防掛大小御目付、林大學頭、松平伊豫守、堀絨部正、川村對馬守一同、亞墨利加測量願之儀に付、大評議有之、一座之見込書、御目付方并遠國奉行、大學頭等夫々書面讀、大同小異也。されども區々にて一決不致。一座遠國奉行、海防御勘定奉行、此方と一同同意。是は御斷之積りなれども、大名之御尋之上、御免にも可成積り。大小御目付は御斷之積り。亞墨利加使節被遣候積り、彼之國へ行て談判可致見込也。(村垣淡路守公務日記)

【一三】 米船の日本沿海測量に付ての賛成意見(一)

古賀謹一
見
諸贊成意見

滔々たる反對論者の外に、亦た卓識なる賛成論者も、皆無では無かつた。その一人は、寛政三博士の一人、古賀精里の孫、古賀侗庵の子、古賀謹一郎であつた。

測量と申せば、此方にては何歟薄氣味惡敷存候得共、夷人航海專務之身に

武力恐嚇の恐れ

取ては、一日も難ニ差置一理合有レ之、即願書申立之通に御座候。右學術之儀は、只今外國より船を仕出し、兩極氷海の地をも探究行届、既にアメリカよりも、五艘仕出し候。由に御座候。右様不毛窮髮之地さへ右之通骨折候。まして我繁昌之大國、殊に往來御差許之上、如何致候て測量之念止り可申哉。然を一筋に被ニ差止一候は、必定承服仕間敷、遂には荒立申募候事と推察仕候。其節無レ據御聞届相成候ては、猶此上願出候事柄も可有レ之、其節御取扱に甚敷御不都合相生じ可申存候。彼は此の如く云ひ、更らに一步を進めて、次の如く斷案を下した。只今より見越候處にては、夷人共可ニ申出願筋、猶數ヶ條可有レ之候様被レ存候。右故彼方にて、日本をば頑固不解ニ義理、只威力にて致ニ恐嚇候。方手短に埒開候杯との了見相定候様成候事、後害無ニ此上一の節に至りては、宛も極め付がたく心配仕候。此度も沿海へ船を寄候節手荒の儀も可有レ之、依て其支度も整有レ之候。逆、船中火器など相示候由、既に其機相露れ申

破的の見識

候。然を御國禁、又は條約外の事杯と、容易に御斷相立可申様、申向も有レ之哉に承はり候得共、全く口先、書面計の理窟にて、多人數同音に可申候とも、所謂群犬の吠聲にて、畫餅之不可喫ものとも可申、一向御用立不申空論と奉存候。如何にも明快痛快なる申分だ。特に「只威力にて致ニ恐嚇一候方手短に埒開候杯との了見相定候様成候事、後害無ニ此上一の節に至りては、宛も爾來彼我交渉の真相を豫言したるものとも稱す可き破的の見識だ。抑御國禁と申儀に候は、異船來舶の御免をはじめとして、上陸、遊歩、買物をも被ニ差許、内海へ乗入鳴砲候杯、御見通御座候は、何事に候哉。是こそ御國禁を犯し候とも、御國辱とも申上様も無レ之、殘念之儀とも可申上儀に御座候得共、畢竟字内の時勢、不得レ已之運御洞察、條約御取結迄被レ爲レ運候は、實以卓越之御偉略と奉存候。然を心得無レ之者共は、御國辱之様申なし候事、所謂目睫之論に可有レ之、將又假りに、此輩申

國禁論者への駁撃

海岸深淺
秘密の愚

立候通、御國辱と致し考察仕候も、此御國辱を被爲忍候は、全戦争之危機を可被爲避、海内生靈の爲に被爲出候御事と仕候は、今更測量願位之儀に付、御國禁と申事ごとく、敷申唱候は、何れの道、輕重不レ論、首尾不レ整之甚敷者と可レ申候。

如何にも條理分明の論だ。

且今般の願を以て、窺察など申向も有レ之哉に候得共、是又只今の場合にては、疾く打過候事にて、御國地の人氣、風俗、武備の厚薄等、彼等目算之方、遙に我國人より立勝り居候得ば、海岸の淺深位、御秘被成候は、婦女子之見に異なる事無レ之、却て未練の嘲を來し可レ申候。且彌御秘し遂げ被成候事、不出來候時には、再び内外に對し、御恥辱を被爲取候場合無レ之とも難レ申、猶更の次第に御座候。元々國地の形勢を秘候事、外蕃には無レ之事。洋海は素より、無二境界一物に候得ば格別、敵國にて土地の案内、海路之淺深を心得候迎、直に侵入被致國家滅亡可致との事は、埒も

測量恐る
すに足ら

なき臆病者の可レ申説にて、其胸狭き了簡、抱腹す可きの至に候。

彌以て左様の譯に候は、世界中歐羅巴の各國、並に合衆國ども、第一に滅却可致筈に候。然るに此諸國の兩間に横行し、其強盛日々駸々と進候。政事整ひ、武備嚴重に、進戰退守の懸引行届候は、國土の形勢、何程敵人に測量被致候迎、決して國家の害となる道理無レ之候。

外蕃にては、山の高低、海の淺深、城市の曲折迄、都て尺付いたし、刻板の上、他國へ賣渡候事は不レ珍事にて、品に寄候ては、砲臺の位置、筒數迄も更に不レ相掩候。然るに道路を迂曲にして土地の廣狹を匿し、暗礁洲沙を頼みて、天險を誇るがごとき、偏に見戲に不レ殊、天上に經緯度有レ之、國士の大小、一寸にても可レ掩ものに無レ之、礁沙有レ之候とも、有事の際に測量は出來候ものにて候得ば、前廣より測量不致候とも戦争の數には不レ拘候。

流石に海外の事情に通達したる學者程ありて、其の所説は、一々要領を得てゐ

る。それと申すも畢竟は、其の見識が、事實に馮據してゐるが爲めであらう。

【一四】米船の日本沿海測量に付ての賛成意見(二)

測量船拒否の無益

古賀謹一郎は、更らに測量船請願を斥けたりとて、何の甲斐なき所以を、左の如く語りてゐる。

左候得ば、今度願筋無滞御断に及候。迎、最早窺察の患無之と、高枕酣眠候事は思寄不申候。此處御勘辯被爲在候はば、測量と武備とは全く別事と申事御了辨可ニ相成一存候。

周海測量の要

且追々西洋形船御取寄せ、又は諸家にも製造御免相成候處、海外は扱置、我周海の航海不案内にては、此迄有來の日本形船とも違ひ、船脚深く候得ば、礁沙不案内の害は、目前に相迫り、即ち周海の測量は、此方に於て誠に

夷人願望利用の益

清國の例

當務の急と相成居候。乍併我國人、右等の術には、極而未熟に有之、且此迄の振合、公領私領、犬牙相錯はり、瑣細の事も他國へ包み匿し候ごとき、手狭き制度に束縛され、中々五十里百里走廻り致ニ測量一坏、手廣き仕事は致しにくき處有之、右故目今精細の地圖と申候も、矢張粗雜、實用に立不申、伊能勘解由の實測圖而已は、精密無ニ此上、天度にも符合致候由に候得共、是以過半は道を歩み尺を入れ候迄にて、海中の礁沙等までは、未だ手届き不申哉に存候。夷人願出候こそ、不幸の幸とも可申候得ば、御役人衆、彼等願通上乘被ニ仰付、外に稽古の爲め、五六輩も同船爲レ致、津々浦々まで細々取調べ、世に公に被レ爲レ成候て、明快の御處置振、一際外蕃をも僱服可致儀と奉レ存候。

即ち積極的に、彼の希望を、我に利用せんとの見解である。清の康熙帝の代、フランス人に申付、内地外地精敷測量、其後乾隆帝も、西洋人に命じ、西域を測量爲レ成候近例無之にもあらず。兩國とも刻板にて、

僻習打破の要

其國內に流布致居候。清國の禍を夷人に受候は、地圖の有無に干り候事毛頭無之候。暗に居て明を觀ると申道理も有之候得共、大公至正の論は、青天白日の下に無之而は相立不申、外蕃の動靜は心得度、我國内の事は、一切不爲之知様にといふごとき、手前勝手なることは、出來不申候。事の漏洩を慎み候は、軍機の呼吸を爭候。時節ばかりにて、此は大切に秘密に可致候得ば、平常他邦に交候に、右の振合を用ひ、問にも不答、請ふても不爲之見と申譯は無之道理、別に可憚筋にも有之間敷存候。免角鎖國の積習人々の肺肝に泌込み、豁達の氣象無之、方今御國人の一僻にて、是迄は夫にても可宜候得共、如是外蕃の來往頻繁に相成候。時節、右様の僻習を打破り、人心を引立、果斷英邁の御規模無之而は、始終外蕃の翹り物に相成、小々の事にも御動轉被爲在候。様可相成、深く奉恐入候。

病根第一

若し阿部正弘等の當局者をして、是程の徹底したる見識あらしめば、日本開國史は、恐らくは趣を殊にしたる進展の方法を取つたかも知れない。人は當局者の優柔不斷を咎むるも、其の病根の第一は、其の見識の不徹底にあるを知らねばならぬ。

夷人追々申出の條々

彼我心底の行違

搜前申上候通、夷人追々可相願と存候。ケ條は、差當りは使節御目見に御座候。其餘は江戸並諸國城下見物、山岳高低の測量、書籍類の所望、不遠内可申出、御國地居住も引續可申出候。此等は只今の條約面には無之候得共、既に通交來往の國と相成候上は、左まで不筋の願事とは難レ申候。既に條約爲御取替、從來の御國體判然被改候。上は、今更區區の小事御爭執は無益の至に奉存候。第一見渡し候處にて、別して行違居候は、彼我の心底に御座候。此方にては、可成御遠ざけ被成度思召にても、表向御扱振は、相當被成遣候事故、夷人共には案に相違いたし、此までの舊格は皆御改革にて、世界並御交接被成候事と存じ、御國土の豊富にあはせ候。ては、工藝十分ならず、人民の伶俐なるにあはせ候。

は、固陋の習また破れず候得ば、諸術藝等、夫々世話致し、御國人の蒙を啓さ
 可申存込候模様は、事に觸れ相現れ申候。既に去春獻上の器械等、當
 春は追々御模造相成候哉と及ニ催促、又火車は是非御仕立可然杯申、其餘
 轍道の注文書、又は執政、東西邊鄙の大名へ書簡進呈、無隔意一別懇に致度
 様子も相見え、穴勝奇技淫巧を以て、民心を盪惑致候姦計とは不被存
 候。此度願筋の處も、既に與國と被爲成、其國船の難破御救助の約御座
 候上は、右難破及可申根源に溯り候て、礁沙の測量可致との儀御差
 許無之と申候ては、首尾相應不仕、矢張彼國の船舶難破を坐視候殘暴
 の所行と一途に歸し可申、彼方にて來往差許候國へ、差向候船舶の
 難儀は、打棄置兼候事に付、願出候も當然の理、御許相成候も當然の
 理、舊格を墨守するの説は、彼に取候而は意外にも可存事に御座候。
 且又彼方にては、逸早く日本沿海の圖を製版し、他の國々にも未審の地理探
 究の功に誇り、且は御國人啓蒙の志望をも相兼願出候事に御座候處、測

國家取締の法

量御聞届相成候は、我城廓をも被取崩候様に存なし、心細く存、又
 夷人諸方へ立廻り候而は、不取締杯と謂觸し候事、何れも不案内の至り
 と被存候し取締には大小有之、國勢強く、政令明に、上下和合、武備整
 候を、國家の取締立と申候。書面口上耳、嚴重杯申立候とも、文恬武
 熙、逢迎を事とし、廉恥の風拂地、四海困窮致候而は、外蕃來らず候
 とも、國家は日に縮り可申候。左候は、建國の御取締は、根原大切に候
 得共、願筋御聞届の有無杯は、微末の事、御心配にも不及儀と奉存候。
 御國民測量術修業の爲めにも相成候儀に付、願通御聞届可然奉
 存候。

卯(安政二年)五月

如何にも痛快なる結論だ。事實全く其通りだ。要は世界の趨勢に順應し、列國
 と對立するだけの準備である。それさへ立てば、測量の許否などは、決して彼
 是八ヶ間敷問題とするには足らない。

古賀謹一郎の卓見

嘉永七年は其十一月を以て改元あり、安政といふ。翌二年、亞米利加國の太平洋測量船の首長、ジョンロツデイル汽船ウキンセンスに駕して下田に來り、書を執政に寄せて、我國沿海の測量を請へり。その大意は、既に和親を請じ、其難民を救助せんことを許せし以上は、其海路の危険を秘して、航海者の不知して害を受くるにいたるを希ふべきの理なし。されば此事にして許容せられざれば、本國大統領には、決して日本國政府の好意あることとは信ぜざるべし、といふにあり。下田奉行伊澤美作守、都筑駿河守よりその事を上稟せしに、廟議また紛然たり。或は特使を米國に派して、これを謝絶せしめんといひ、或は此方にて軍艦を製成せる上は、それにて沿海の測量をなさしむべし。この時に、米人三五輩を乗組ませて、ともに測量せしむべし。それまでは猶豫ありたしと答ふべし。なんと、迂濶空疎の口實を設け、目前を逃れんまでの説のみなり。獨り識見の卓越、議論の剴切、朝陽の鳴鳳と稱すべきは、儒者古賀謹一郎が獻言なり。(幕末外交談)

【二五】曖昧なる布達

古賀の見
不採用

古賀謹一郎の意見は、實に當世の時務に處する長計大策であつたが、毫も顧みられず、却て首鼠兩端の小策、鈴を盗んで耳を掩ふ愚策に拘泥したるは、如何にも笑止の至りであつた。但だ頼ひに米國測量船は、幕府に謝絶せられ、餘りに執拗く要請しなかつた爲め、幕府は小康を得た。

幕府の違

安政二年八月十三日附にて、老中より大目付、目付、三奉行へ米船測量願の件に就て、違したる所は左の通りだ。

阿蘭陀之儀は勿論、魯西亞、亞墨利加二國は、長崎、下田、箱館三港へ渡來御差免、英吉利は長崎、箱館二港へ渡來御差免相成候處、亞墨利加國之儀、近年清國と交易盛に相成、御國之海上、繁々致ニ通航一候に付ては、暗礁等心得不申候ては、人命に拘候間、浦々致ニ測量一度旨、當三月中、下田え渡來之亞墨利加船より願出、追て挨拶承候ため渡來可致旨申立

出帆致候。右測量之儀、容易に御差免難ニ相成一候に付、追て渡來之節、下田におゐて精々申諭、嚴敷御斷相成、若又如何様申諭候ても承伏不致候節は、追て此方より應接之もの、彼國え被ニ差向、政府え可レ及ニ堪合一と迄も爲ニ申談一候。筈に候。併國風制度相違之上、論談徹底難レ致夷情に候得ば、下田にて應接之模様、寄、内海迄も乘入候歟、如何様之次第に可レ相成一も難レ計。尤是迄も都て穩便之御取扱相成居候儀に付、今般迎も此方にては、穩に相斷候積に候得共、自然之儀出來候も難レ計候間、銘々兼て其心得にて可レ被ニ罷在候。依レ之亞墨利加船より差出候測量之儀申立候書面和解、爲ニ心得一相違候事。

如何にも茫漠たる、曖昧なる、而して其の主旨が、何れに在る乎、容易に摸捉し難き文書だ。幕府の主旨は、和にある乎、戰にある乎。若し強ひて測量謝絶の意に反したらんには、幕府は如何なる態度を以て之に對せんとする乎。讀者の心持次第にて、如何様にも解せらる可き文書である。

曖昧模稜

英露條約に對する建書

尙ほ八月十三日附、老中よりの英露條約に關する同様の達がある。

亞米利加、魯西亞、英吉利より追々軍艦渡來、願之趣、夫々より申出、其節應接掛之者共被ニ差遣、夫々及ニ應接、素より御國法之趣は、何れにも手を盡し論談爲レ及候事に候へ共、當時異國之情態、形勢、以前と致ニ相違、御國法之趣、一々承服致候場に至り兼、於此方一も御國法而已を以、一筋に押貫候と申場にも參兼、應接掛之者共にも、彼是手を盡し候儀は、不レ及レ申、一統熟慮之上、無ニ餘儀一別紙條約書を爲ニ取替一に相成候事故、右書類心得に相違候間、一同得と熟覽之上右心得を以、領中未々迄も猶不取締無レ之様可レ被ニ致候。右條約書爲ニ取替一は致候共、素より異情之義、心意難レ計、度々渡來之内には、矢張條約外之事坏申出候儀も有レ之、此方にて申達候儀は、忽ち承伏致可レ申と存込候儀も、案外差違れ、強情申張り、屈伏不致儀も有レ之、又は容易に承伏致間敷と存候儀も、速に承伏致候儀も有レ之、夫と申も、人情異なる故之儀、此後共間違等

は生じ安さ儀如何様之事共出來可致も難計、右に付ては、銘々之覺悟申に
不_レ及、武備實用之手當、専ら御世話有_レ之、萬一之節、不覺悟之義無_レ之様、
猶更心掛肝要に存候間、此段一統へ能々通達可_レ被_レ致候。

卯(安政二年)八月

總て開過
手段

此れは幕府から旗本一同への諭達である。前掲同様、如何にも主旨が込み入り
てゐる。要するに幕府最後の決心は何處にある乎。和を表にして戰である
乎。それとも和を以て始終一貫するにある乎。其の文句を揣摩すれば、和を表
にして、其の裏面には、戰爭を豫期したるかの如くにも解せらるゝが、然も其
の眞意は恐らくは和を以て始終せんとしたものではあるまい乎。要するに幕府當
局は、斯る文句もて世を欺くのみならず、亦た自から欺く者と云はねばなら
ぬ。

第四章 堀田正睦外交當局となる

【一六】 安政地震と公武合體

公武合體
の一不幸

公武合體に最も不幸であつたのは、安政二年十月二日の大地震である。此の大
地震が如何なる影響を、當時の人心と政局とに與へたかは、既記の通りだ。

〔參照 孝明天皇初期世相篇 八五―八九〕而して其特に公武合體に就て、不幸であつた
と云ふは、水戸の名士、戸田、藤田の壓死である。

水戸齊昭
の缺點

戸田と藤田とは、當時水戸齊昭の左右の手でもあり、將た左右の目でもあつた。
齊昭に取りては、彼等兩人は一日たりとも、無くては叶はぬ者であつた。固よ
り齊昭は、大名中の偉物にて、一人前の仕事が出来ぬ心配は無い。否な一人
前は愚ろか、十人前も百人前も、其の才略も精力も有つた。されど彼には一の
大なる缺點があつた。それは餘りに智術策略を用ふると、餘りに當坐の感情

に任せて、前後の思慮もなく、それを打ち出すと、且つ餘りに其の熱中したる方面にのみ没頭して、却て大局の安排、整調を破壊するを慮からざる癖があつた。

其缺點の整理者

されば戸田と藤田とは、其の地位は臣下であるが、其實は如上の缺陷を補ふに於て、最も必須なる補佐役であつた。而して藤田は概して才識の手腕家として、戸田は概して重厚の徳望家として、互ひに長短相ひ濟ひ、表裏相ひ全うし、首尾相ひ貫くに於て、同功一體の人であつた。云はゞ幕府の末造に於ける大久保忠寛と勝義邦との關係の如きものがあつた。

藤田の苦心

特に藤田は其主たる齊昭の長所を知ると同時に、能く其の缺點を知りてゐた。藤田其人も、水府人士として、齊昭と共通の點が少くなかつた。其の君臣相ひ得たるは、恐らくは此に存したであらう。されど藤田は齊昭に比すれば、臣下だけありて、より多くの苦勞人であつた。彼は齊昭ほどの捨鉢的意見や、態度が少かつた。否な彼は寧ろ自から其主をして、此過を少からしめんと苦心し

兩田死と政局との關係

た。それは彼が心血を注ぎたる「心のあと」を讀んでも分明であらう。されば若し戸田、藤田をして在らしめば、幕府と齊昭の關係をして、始終圓滑ならしめざる迄も、恐らくは京都手入などの事なく、縦令是れ有らしむるも、此れが爲めに京都と江戸との乖隔を招き、公武合體の破壊を來たすか如き因を作す程には到らなかつたであらう。將た將軍繼嗣問題に就ても、今少しく穩便の態度に出でたであらう。縦令一橋慶喜が繼嗣たるの目的を達し得ざる迄も、此れが爲めに醜體を暴露するが如き心配は無かつたであらう。

兩田逝いて老公望落つ

されば兩田逝いて、老公の聲望頓に落ちたと云ひ、若しくは兩田逝いて、老公は宛も座頭が杖を失ふたも同様であると云ふ世評の如きは、必らずしも其の平允を得たものではないが、然も若干の眞理は此中にありと云はねばならぬ。安政二年十一月三日附にて、横井小楠が、柳河藩大夫立花壹岐に答へたる書中の一節に、

横井小楠の悼惜

此許へは九日之飛脚來著、一と通りは相分り候。第一水府別段之大凶、戸

田、藤田之兩士始士分以上三十餘人之壓死と申事に御坐候。誠に沙汰之限、何とも言語に述べられ不申候。他人は兎もあれ、此兩人如レ此之仕合、天道如何之事に候哉、扱々痛心之至りに御坐候。と云ひ、更らに、

要レ之 水府之君臣人傑之天授に候得共、如レ此心術之曲(所謂る功利に専らにして、智術を用ふるもの)は、必竟學問之偏所より出候事にて、深大切に奉存候。是等之恩存も、藤田存生に候得ば、どふぞ一度は届度罷在候處、此節之落命、實に力を落申候。最早誰に向て心中を盡可申哉、誠に寂然たる光景に奉存候。

此の如く其の學術の根本に於て、其の立場を殊にする横井をして痛嘆せしめたるを見れば、如何に斯人去りて、當時の政局が、直接間接に、多大の影響を被りたるか判知る。而して其の影響を尤も被りたるは、實に其の主君たる水戸齊昭其人であつた。

【一七】堀田正睦の再勤(一)

堀田老中再命

必らずしも地震の爲めではあるまい。されど堀田正睦は、その翌日——安政二年十月三日——老中連署の召命を拜した。彼は震災の爲めに數日の猶豫を請ひ、九日登城したるに、將軍家定は、特に彼を其の常殿に召し、親しく老中に列せしめ、勝手掛を命じ、阿部伊勢守と申合す可しとの旨を授けた。勝手掛は、財政を主管するものにて、定例として老中首班の職掌である。元來堀田は、天保十四年閏九月老中を罷め、爾來溜間詰として、閑地にある足掛け十三年。今や突然再起し、然も將軍の信寵を専らにし威權赫々、中外の聲望を一身に負ふたる阿部正弘に代りて、老中首坐となつたことは、當人は固より、世間に於ても、驚異の出來事に相違あるまい。

堀田は佐倉城主にして、五代將軍綱吉の初期に於ける大老堀田正俊の後である。彼は當時に於て自から開國家を標榜せざるも、世間は皆な彼の藩地に於け

堀田と水戸齊昭

堀田推舉者

る施設と、其の言動とに徴して斯く認めてゐた。乃ち水戸齊昭の如きは、彼を稱して、蘭癖と云うた程だ。されば齊昭が彼を好まざるは勿論にして、其の登用を、前以て與り聞かなかつた事も、決して不思議ではあるまい。當時世上では彼を溜間詰の諸大名、就中井伊直弼などの推舉であらうと猜してゐた。然も其實は溜間詰大名などは、彼の登用には、恐らくは何等の干係もなかつたであらう。何となれば彼を推舉したるものは、實に阿部正弘其人であつたからだ。而して阿部は何故に彼を推薦したる乎。それに就ては種々の説がある。

水戸齊昭の閣改築

抑も此事に就て、最も意外の感をなしたるは、水戸齊昭であらう。彼は豫てより阿部に向て、老中の更迭、即ち今日の言葉で云へば、内閣の改造を懇願してゐた。而して彼の尤も好まざるは、松平乗全と、松平忠固とであつた。兩人は必らずしも此れが爲めとのみ云はざるも、安政二年八月に至りて罷められた。其の補缺に就ては、固より堀田も其の相談に上つた。而して齊昭は實に斯く答



堀 田 正 睦 肖 像

へてゐる。

過日御内話の櫻(佐倉、即ち堀田正睦のこと)は、愚眼にては、大任擔當の人とは存せず、且一體の御居りも宜しからず。

平昭の不

と云うてゐた。斯る次第であれば、彼は此事を全く與り知らざるのみならず、其の不平知る可きだ。乃ち十月十七日附にて、齊昭が、越前國主松平慶永に答へたる書中の一節に、

拙老事防禦御用向伺申候得共、大方は表發いたし候跡にてのみ承り、云々相成候故爲ニ心得一爲見候と申義多く、……閣老の出來候事さへ、相談無之、此度再勤の者杯は、兼々ランベキ(蘭辨)故と申、阿も不_レ好、下官も不_レ好候處、何れよりの建白にて相成候哉、表發後中納言(水戸慶篤)咄にて、初て承り申候。例閣老出來候節は、三家へ御相談有_レ之候得共、此度は指かかり故無_ニ御相談_一被_ニ仰付_一候。

されば齊昭も此事に就ては、五里霧中にあつたものらしくある。阿も不_レ好、下



官も不_レ好_レ候_一とあれば、阿部も齊昭と對談の際に、堀田に就て、兎角の評を下したるものと思はる。されば阿部は唯だ齊昭に向て、御座なりの相槌を打つたのであつた乎。將た堀田に就て懐らない點があつたの乎。そは揣摩の限りでない。

阿部の堀田推薦理由如何

そは何れにもせよ、阿部は政治家である。其の人物の詮衡を、自己の好と不好とによりて定むるが如きは彼にあるまじきことだ。當時阿部を差しおいて、斯る要職に人物を推薦するが如き事は、殆んど不可能の事なれば、此事に阿部が無關係であるべしとは、誰しも想像は出來ない。果して然らば阿部は何故に然かしたる乎。

【一八】堀田正陸の再勤(二)

島津齊彬の觀察

尚ほ堀田推薦に就ては、安政二年十月廿六日附にて、島津齊彬より松平慶永に答へたる書中に左の如くある。

堀備(堀田備中守)之義云々、是亦不思議に御座候。此儀は老公(水戸齊昭)御承知之上と存候處、案外至極に御座候。閣中之様子内々承候得ば、堀田出候て、萬事心配薄相成候と申向有_レ之哉に承り申候。右に付ては色色申上度事御座候。拜眉萬々可ニ申上_一候。

堀田撰擧之儀一向不_レ相分_一候得共、矢張阿(阿部正弘)と牧(牧野忠雅)との所存に而無_レ之哉と存候。溜詰より井(井伊直弼)等之内閣中之儀、色々申候故、其爲撰擧にては無_レ之哉と存候。

立花鑑寛の觀察

とある。此れは稍々正鶴に幾き觀察ではあるまい乎。

尚ほ安政二年十一月五日附にて、立花鑑寛——柳河城主——より十一月五日附にて、松平慶永に與へたる書に曰く、然ば堀田氏再勤之一件、彼是聞糺候處、荒増相分申候。右は元來阿閣

昨夢紀事

阿部多忙の爲か

不^レ好儀は相違無^ニ御座^一候由、然る處、當今不^ニ一通^一御用多有^レ之處、何事にも阿閣(阿部正弘)一人へ打懸取^扱に相成候に付、阿閣も不^レ被^レ任^ニ心底、此後迎も、如何様之可^レ有^ニ變動^一とも難^レ計候得共、事之一二、悉皆一人へ懸り甚^ニ痛心被^レ致候旨、且外々にては上席出來兼候間、堀田氏へ再出取計に相成候趣に御座候。乍去萬事矢張阿閣より出候由承り申候。先看板之積共にやと奉^レ存候。探索之儘極密申上候。如何にも要領を得たる觀察であらう。尙ほ松平慶永の親臣中根雪江は、其著「昨夢紀事」に於て、

侯(慶永)の申させ玉ふ如く、福山侯(阿部正弘)の先知、自ら其威勢の盛大なるを戒懼し玉ひ、良善にして事に善なき先輩を撰んで首座に薦め、其權を分ち玉ふ智術に出たる事は、福山侯の没し玉ひし後の景況を以て知られたり。と記してゐる。

惟ふに阿部は中心より堀田を愛好したるでもなく、尊重したるでもなく、傾倒

したるでもなかつたであらう。されど米艦來航以來、幕閣の政務は、幾倍の増加を招き、到底彼一人にて做し得可きにあらず。如何に彼が多忙であつたかは、同人が安政二年九月十一日附にて松平慶永に與へたる書中の一節に於て、登城中は勿論、退出後持歸候書類山の如く、一覽迄にも數刻を費し、其上種々不^ニ容易^一事共も有^レ之、勘考も盡し不^レ申候半而は不^ニ相成^一實に御目に懸度位に御座候。

とあるを以ても知らる。斯く繁忙であれば、彼が其の重荷の若干を他に分たんと欲したるは、當然の事と云はねばならぬ。

それと同時に、彼が首座を堀田に譲り、實權を己に收め、名を避け實を取らんとしたる遠慮も亦た彼としては明哲保身の道を考へたる結果であらう。されどそれよりも堀田を再起せしむるに必要なは、外事問題に就て、阿部が自から其力の不足を感じたるが爲めではあるまい乎。云は、阿部は首相の實權もて、内務大臣となり、堀田には首相と大藏大臣との虛名もて、外務大臣の實を行は

阿部の思

井伊等の活躍が

幕閣開國に向ふ

阿部の堀川利用

しめんが爲めではあるまい乎。

更らに井伊直弼等の溜間詰より、其の代表者を閣僚の中に出す可き内々の運動があつたかも知れない。而して其實は井伊の自薦運動であつたかも知れない。それは何とも揣摩に過ぎざれども、阿部は其の徴候を察して、之を利用したのではあるまい乎。

以上は何れも臆説に過ぎざれども、唯だ一事の分明なるは、堀田の再起によりて、幕閣が如何に開國に向て、其歩を進めつゝあるかを卜し得ることだ。即ち幕府が評判の蘭癖家なる堀田を起用するは、取りも直さず堀田の開國説を受用するものと見て差支あるまい。堀田は政治家としてどれほどの手腕ある乎、それは到底阿部とは比較が出来ないが、然も外事上の知識に到りては、阿部も到底堀田に及ぶ可くもなかつた。炯眼なる阿部は、堀田の此の知識を利用し、堀田をして、其の難局に膺らしめんと企てたるに相違あるまい。乃ち看板のみでなく、阿部の能はざる所、否な

寧ろ欲せざる所を、堀田をして之を做さしめんと企てたものであらう。而して善良なる堀田は、果して此程の企てに思ひ及びたる乎、否乎。それは得て知る可らざるも、彼は寧ろ無邪氣に此の難局に將軍の命の儘、乗り出し來たものであらう。

堀田再任用

安政二年十月二日關東地大に震、江戸尤甚しく、死者凡二十餘萬人（○少しく計算を誤るか）邸第民舍類破焚燼する者夥計ふべからず。全府焦土、伏尸横路、慘毒最極れり。水戸家臣戸田忠大夫、藤田誠之進共ニ壓死す。九日堀田備中守老中となる。備州は天保中嘗て老中たり。後閑に居る者十四年、是に至て復出班勢州の上に在。備州固より洋學を信じ、意専ら開交互市に在。これを以て前納言（○水戸齊昭）と合はず。納言亦其輔翼兩臣を喪ひ、意氣前日の如くなるあたはず。勢州も亦勢を備州に譲らんと欲す。是に於て權稍備州にうつる。世人謂、納言は内事に明らかにして内國の人望を得たり。公武の間殊に此人なかるべからず。堀田は外事に通じて内情に暗らく、諸藩志士の情實をしらすと。是戊午の事に當て困頓する所以なり。（安政紀事）

第五章 開鎖論の變遷

【一九】 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷 (一)

世上多く
者攘夷論

松平慶永
改の意見變

嘉永から安政へかけては、時局の變轉は、著しかつたが、此れと共に對外思想の變遷も亦た同様であつた。一口に云へば、當初は誰しも攘夷論者であつた。大槻平次とか古賀謹一郎とか、極めて少數者を除けば、所謂開國論の先達と世に稱せられたる佐久間象山、横井小楠なども、大體に於て、攘夷論者であつた。其の所謂攘夷の手段方法は、他と趣を殊にしたるものありとは云へ。松平慶永などは、其の親臣橋本左内が、安政五年の春、京都に於て將軍繼嗣問題に付き、朝廷及び公卿筋の間に運動するに際し、不純なる對外意見——即ち開國説——の持主と猜せられ、その爲めに運動に幾許の障礙を來たした。然るに安政二年の頃には、其の慶永の攘夷論は、其の親戚である阿部正弘や、其の

阿部意向
の趨路

水戸齊昭
將軍たら

友人である島津齊彬などを、少からず當惑せしめた。されば慶永の對外意見は、安政二年から、同五年にかけ、其間に於て、一大長足の變化、若しくは進化を見たものと云はねばならぬ。而して是れ獨り慶永一人ではあるまい。彼は唯だ其中の著名なる一人として擧ぐ可きものであらう。惟ふに阿部などは、一生を鼠色で過したらしかつた。されど其の經路を考察すれば、其の歩趨は、攘夷から開國に向ふたことは疑ふ可き餘地がない。即ち水戸齊昭等の攘夷論から、漸次堀田正睦などの和親論に趨いたらしくある。此れは何よりも當局者として、其の責任の位置に在りたる爲め、自然の勢、此に至つたのであらう。

されば若し水戸齊昭をして、假りに將軍たらしめたらんには、彼は必らずしも彼の議論を、眞に實行するが如きことはなかつたであらう。然も彼は幕議に參加したりと稱するも、其實は助言者、批評家、最後には彼が自から稱したるが如く、一の看板、若しくは案山子の類であつたから、自然他の當局者に比し

て、新知識を吸集し、新形勢を會得し、新大勢に順應する機會を逸したものであらう。

松平慶永
昭と水戸齊

後年に於ては、松平慶永は、水戸齊昭の批評家として、可なり深刻の見解を持してゐたが、安政二年頃までは、彼は尤も純なる齊昭の崇拜者にして、且つ其の意見の追隨者であつたらしい。

慶永の對
時局策

松平慶永は、安政二年十月の大地震後、間もなく——十月十六日附にて——水戸齊昭に向け、必戦の覺悟にて、天下を死地に陥れ、大改革を施し、天下の諸侯を四分し、先づ十五年を限り、四年に一度の參觀となし、嫡子庶子、諸侯妻女も銘々國邑に召連れ、引移し勝手たる可しとの命を發す可し杯と申し送つた。齊昭は此に就て、其身が案山子同様にて、何等幕議に干與せざる旨を答へたが、慶永は尙ほ此の意見を、當局者たる阿部正弘に提出し、其の贊同を求めた。然るに阿部は此の提議に付、却て島津齊彬を通して、慶永に忠告を試みしめた事は、阿部が島津に與へたる——安政二年十一月六日附——左の書翰を見

阿部の慶
永忠告

ても判知る。

松平越前守(松平慶永)儀 此節柄甚 心配にて、品々存意認取小生と相談：中には理窟計りにて俗に申出來ない相談と申事も多有之：右に付ては定て貴君へは内々御相談も可申哉と存候間、程能く同人之不爲に不相成候様御教諭 奉 希 候。當時不易御時節、海防之義も有之、天災も打續候、事必戦之理窟は至極同意之譯には候得共、廣く世界の有様を存候ては、差向さ金銀融通方等を初、人々一度安心之場に赴き不申候ては、何事も出來不申、此處も肝心と存候間苦心致居候事に御座候。

王戰論
實の口實

此れは當局者たる阿部の本音と認む可きものであらう。要するに阿部や島津は、當時既に必戦論の時候後れたるを自覺し、さりとて之を正面から打ち消す可きでなく、徐ろに富國を先にし、強兵を後にし、漸次に國力充實して、而して後兎も角も打拂も實行す可しとの口實を以て、之を鎮撫したものであらう。

【三〇】 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷 (二)

慶永の必
戰論

慶永意見
告る

前掲の如く、安政五年には、開國論者たりとの評判にて、京都にては少からず受けの悪しくなりたる松平慶永も、安政二年には必戰論もて、少からず阿部正弘や、島津齊彬を當惑せしめた。(參照 一九) 而して彼は島津齊彬が、彼の同志にてありつゝも、内々阿部に左袒し、交易の説に傾きつゝあるものと猜し、(昨夢記事) 安政二年十二月十三日附にて、左の如き意見を、齊彬に申送つた。

今日は今日丈け、銘々必戰必死之覺悟相定置候儀、當世之急務、事理に於て至當之事と存候。當世態人情を以、深致ニ觀察一候得ば、一昨夏(嘉永六年)亞船突然渡來之節は衆人恐怖不ニ大方一戰爭之用意に及候。事に候處、昨春(安政元年)再渡後は、敢て驚駭に不レ及勢に候得ば、若廟堂之御趣意、富國を先にし、必戰を後にするの御意味に相成候ては、自然世俗之情、愈戰争は無レ之事に相心得、依レ舊因循怠惰に陥り可レ申、左候ては富に隨ひ、

齊昭亦同
意見か

島津齊彬
の態度

儉安之念は増長致し、器械も備はり難く、強兵に至り候期は無ニ覺束一向戰期を御延し被レ成候御權道にて、此上御國體を被レ托、御平穩之御取扱のみに相成候はゞ、有志之向も追々解體、彼愈不備を窺ひ、不道之爭端を開き、又は海賊侵掠等之變も難レ計、假令平穩に候とも、馴致之弊より、邪教臭風推移り候様之儀も可レ有レ之歟。

惟ふに此れは松平慶永一個の意見ばかりでなく、當時に於ける彼の先輩であり、師友である水戸齊昭等の意見も、亦た此の通りであつたであらう。

島津齊彬が、如何なる態度もて、此の意見に對へたかは、同年十二月十六日、慶永が彼を往訪したる記事に於て、其の一斑が察せらるゝ。

當時廟堂之形勢、阿閣の心腹は如何御見拔候哉と問はせ給ふに、侯(島津齊彬) 御答ありしは、此比(十二月十一日) 爲レ伺ニ御機嫌一登營之節、阿閣へ對談致し候ひしに、何分理屈くさき事を聞くはいやなる様子にて、何方よりも、何とも言はざる方が宜敷按梅に被レ察候ひき。

其節阿閣の咄に、天下を人の一身に比候へば、骨肉の差別ある如く、肉は深疵にても再び癒合候得とも、骨を碎き候ては、取返しなりがたし。大名の參暇などは骨の尤も大なるもの故、中中動かすべき事ならずといへる故、外夷の交通條約は、骨子には無之哉と難問せしに、阿の答に是は骨にあらざ、肉に當れり、異國通信之儀は、東照宮御代には、頻りに有之儀にて、則編年集成にも、南蠻船八十餘艘長崎へ渡來、神君（家康）御喜悅、不斜とこれあり。御三代に至つて御禁絶ありしは、葡萄牙人の妖教を、日本へ相傳せしより御停止となりし事に候へば、通信商儀は、敢て神慮にも相背け申間敷との事に候へば、此節先き行致兼候事を、強て及主張一候へば、唯理屈家となりて、何之所詮もなく候へば、拙者共も第二等之所置を申立、器械にても整度と存候迄之事にて候（昨夢紀事）

とある。以上は島津齊彬が、阿部に聞きたる所を以て、松平慶永に語りたるもの。此を見ても如何に阿部の對外意見が、一偏の鎖攘でないかと判知る。彼は

開港は家康以來の祖法で、唯だ三代將軍家光の時代に鎖國制度を布きたるは、妖教禁遏の爲めにして、通信通商は決して家康の意に反するものでないと明言してゐる。

此れは閑老たる立場餘儀なく、斯る口實を藉りて、以て一時の苟安を偷取するものと見るを得可く、又た閑老として其の實物教訓に接し、遂ひに此の如き眼界を展開するに至つたものと見ることも出来る。何れにしても安政二年頃の阿部は、事實開國論者であつた。假令彼は積極的に通信通商の利益と、其の世界の公道たる所以に透徹せざる迄も、少くとも鎖攘の政策は、實行不可能であることを看破してゐた。

【三】 嘉永安政年間に於ける開鎖論の變遷 (三)

鍋島の態

尙ほ當時の大名の傑物たる島津齊彬や鍋島齊正などが、此の場合に於て、如何なる態度を持したる乎。

公（慶永）さらば廟謨は如何之結局ならん、阿閣初も定見ある事にやと問はせ給ふに、侯（島津齊彬）どもも分別はなさなるべしと笑はせ給ひて、兎角理屈を申ものは、片付置意味にて、此比も鍋島（齊正）出府して、長崎御用にて、於營中阿閣へ逢對申入たりしが、勢州（阿部）は定て肥前（鍋島）はエライ事をいふならんと甚懸念なりしに、肥前の勢案に相違して、平穩の應對なる故、勢州咄の次手に、此節の御所置に付、被ニ心付一候義も無之哉と尋たりしに、肥前の答に、近來之御所置、一々無ニ間然ニ奉ニ威服一候儀共にて、如何にも此外に被レ成方もこれあるまじくと挨拶に及びしかば、阿閣大に歡び、肥前は流石に事馴れたり、能く時勢を會したりと同僚にも吹聴ありしと承はれり。如レ此様子故、當り障之事は聞を厭ふ有様なり。此節拙者（齊彬）より申聞しは、貴兄（齊正）には不似合の挨拶振なり、如何の故と詰問せしに、肥

鍋島の大志

前のいへるは盛世なれば、斯る御所置あるべくもあらず。今となりて彼是議するは、至愚といふべし。公邊に悪くまれぬやふこそ肝要なれ。夫よりは自國を持固め候事、當時責ての御奉公と存せし故、かくは申述たるなりと申候ひき。

島津の大志

如何にも老獪なる鍋島齊正の申分、描き出して活けるが如し。阿部なども必らずしも忠言を拒むと云ふばかりでなく、其實は外からの壓迫よりも、内からの理窟攻めにて閉口したる結果、此く理窟嫌ひになつたものであらう。然も鍋島などは、唯だ其の一藩に割據して、以て其力を蓄へ、而して徐ろに天下の變を待つてゐたものであらう。殊に島津の如きは、更らに其中にも大志を藏してゐた。今後の見込は定め兼候へども、世躰追々衰弱に及ぶより外はあるまじく、夫に付ても第一當時清國の亂にて（長髮賊）官兵大に破れ、無レ程明裔に被ニ取潰一可レ申趣近來琉球より申通候とて、則唐刻の支那沿革圖を、御小屏風

に被_レ成置_一候を、御指示しあるを御覽ありしに、詳細精密の地圖にて、北京領は残り少し、南北へ通路を斷切り、敵方より砦を夥しく築きて北京を圍みたる形勢なり。侯(齊彬)御申ありしは、如此次第にては不遠して英佛も打混じ、三分とか何かといへる事に相成べし。左候時は日本は愈孤島獨立となりて頗危難の勢なれば、其機に乗じ、譬へば中國大名は新和蘭陀、九州大名は咬啣吧、印度邊、陸羽諸侯は山丹滿州杯掠奪すといへる如き大奮發大英斷を以て手を弘め、兵威を引立度との事に候ひしが、中々當今口を開くべき時にあらずとの御咄云々。(昨夢紀事)

惟ふに是れ島津齊彬の胸中大策の一片であつたであらう。彼は當時紛々たる開鎖の論を超越して、機に臨み變に應じて、孤島たる日本を、海外に膨脹せしめんと企て、ゐた。尙ほ當時幕閣の内情は、兩人の對話にて能く盡してゐる。公(慶永)又問はせ給ふは、來春亞米利加船渡來して、測量の事申立なば、御答の可否如何なるべき。侯(齊彬)先日も球地(琉球)の義に付、水筑(水野筑後

幕閣内情

守)に逢ひ、内々探り見候ひしが、筑後は是非コンシユル(領事官滞在)の事と、測量は斷り切りと申せし故、戰爭になりても、英斷爰に極り居候哉と承りしに、其節は其節に應じたる御評議も工夫もある可しと申候ひき。左すれば愈々コンシユルも測量も亦御免に可相成と推量られ候。公(慶永)然らば此發令は全く無益虛妄に歸し可申候。其處は如何なるべき。侯(齊彬)又一時の御權道とか申事になり申へし。已に昨夏(安政元年)布恬廷、下田へ渡來之節も、強て登城之義を申立なば、忽ち御許容にも可相成一勢なりき。其譯は勢州(阿部)牧備(牧野備中守)等皆其節の應接の用に、華麗なる官服を、京都へ詔らへ織らせたるが、夏比出來して、此表へ廻りたる由を承りて候ひき。(同上)

幕閣内情

此の如く幕府の形勢は、必戦どころではなく、如何なる代價を拂ふも無事平穩を期してゐた。されば若し外人が此の内狀を熟知したらんには、更らに一層の壓力を加ふ可きであつたが、未だ是程の内狀が、彼等には明白に分らなかつた

から、其の交渉に於て、聊か斟酌を加へたものであらう。

【三三】 横井小楠の對外意見

人間思想の行程

人間思想の行程は、決して時間もて測度す可きものではない。或は百年も其儘に居据ることがある。或は一年若しくは一月の中に、大變化を來たすことがある。嘉永、安政年間の如きは、少くとも對外思想に於ては、其の一年が、普通の百年よりも、急激の變化を及ぼしたる時節であつた。其中の一例として、茲に擧げんとするは、横井小楠の對外意見だ。

横井の開國論

横井は佐久間象山と共に、開國論の急先鋒として、兩横綱とも云ふ可き地位を、開國史上に占めてゐる。されど佐久間の開國論は、寧ろ形而下に於ける泰西の學術、技術を、我に採用す可しと云ふにありて、眞成の開國論者としては

横井また當初攘夷論者

横井に及ぶ者はあるまい。横井は開國が天地の公道であると云ふ根本原理から進んで、日本が率先して、萬國平和、四海同胞の實を擧げねばならぬことを唱説し、宛も現代に於ける故米國大統領ウイルソンの國際聯盟説の先驅をなしたる趣きがあつた。而して横井は遂ひに——必ずしも開國論と云はざるも——其の進歩思想の爲めに、無實の冤罪を世論に受け、其身を喪ふに至つた。然るに彼れ横井小楠も、其の當初に於ては、生一本の攘夷論者であつた。必ずしも其の友人藤田東湖以上と云はざるも、決して東湖以下ではなかつた。

天命人心屬老公

振興士氣一揮中

十年染頭窮陰雪

喚坐朝堂總小戎

此の老公と云ふは、勿論水戸齊昭だ。此れは齊昭が十年の隱蟄から起用せられて隔日登城、機務に參與せしめられたることを詠じたるものなれば、少くとも嘉永六年癸丑七月彼理來航以後の事とせねばならぬ。而して彼が同時の作に曰く、
婦女還能见死輕。
義肝國稱男兒名。

紛紛擾擾海彼何虜。

此虜不殲誓不生。

平生厭說南宋事。

忍聽滿清和醜夷。

必竟宴安誤國家。

分明利害萬人知。

是等の詩は何人も開國論の先達たる横井の作として受取る者はあるまい。乃ち之を赤熱なる攘夷的水戸人士の作とするも、何人も異存あるまい。尙ほ一首

非守不能戰。

非戰不能和。

願守如何。

我武已吞虜。

看看今日和。

不保明如何。

神州男兒の士氣

是れ實に松平慶永の必戰覺悟論と、其の揆を一にするものだ。尙ほ彼が嘉永四年其の郷里熊本より上國漫遊の砌り、名古屋に於て、其の宗家横井氏の爲めに書したる文句に、
振起三千年神州男兒之士氣、一洗六大洲禽奔獸蹄之醜夷。是謂大丈夫之

志

と云ふ一節がある。此れは水戸會澤の新論の所説を囊括したるものと云ふも不可なしだ。

夷虜應接大意

尙ほ嘉永七年十月下旬(安政元年)其の舊知の川路聖謨の露使布恬廷と應接の爲めに、長崎に來らんとするを聞くや、彼自から長崎の客舎に於て、其の意見を草して之を長崎奉行水野筑後守に依りて、川路(當時布恬廷長崎に來らず、故に川路亦た西下せず)に贈りたる「夷虜應接大意」の中にも、

今の世にあたり外虜に接する事を談ずるもの大抵四等あり。我宴安に溺れ、彼威強に屈し、和議を唱ふるものを最下等とす。鎖國の舊習に泥み、理非を分たず、一切に外國を拒絶して必戰せんとするは、宴安に溺るゝの徒に増るといへども、天地自然の道理を不知して、必敗を取るの徒也。又彼が無禮を惡み、彼と戦んと欲すれども、我國貳百五十年の泰平に、天下之士氣頹廢して、皆驕兵たるを憂へ、暫く屈して、彼と和し、其間暇を以て、士氣を張

り、國を強して後、彼と戦わんとのみ思ふは、彼是の國情を詳かにし、利害の實を得たるに似たりと云へども、其實は天地の大義に暗きのみならず、利害に於ても、亦決して其見る處の如くなる事不能なり。廟堂假初にも彼と和する心ある時は、天下の人心、彌益惰弛に赴、士氣何れの日歟振起すべき。器械に至りても、決して整の日あるべからず。三令五申其益無きのみならず、天下遂に瓦解土崩の勢をなす事必然なり。然れば今日に當りて必戰の計を決して幕府列國材傑の人を擧用するの道最第一の緊要とす。而して彼は更らに曰く、

戰國必死の論

故に我は戰國必死を宗とし、天地の大義を奉じて、彼に應接するの道、今日の一義にあらずや。と。如何にも痛快の言だ。然も是亦た松平慶永の必戰覺悟論と、其の内容に於て、何等の差違なし。若しありとせば、横井は人才登用に重きを措きたる一事のみ。

【二三】 橋本左内の開國通商論

左内の意見其主なる動かす

左内の西洋事情書

當時の攘夷、鎖國説が、一般世の中を渦巻いてゐる中に於て、越前の橋本左内などは、蚤に開國通商の意見を持してゐた。必戰覺悟論の主唱者たる松平慶永が、やがて開國論者であるとの嫌疑を被るに至りたるも、恐らくは其の臣下である橋本の説を容れ、若しくは其説に動かされたが爲めであらう。今更安政二三年頃——橋本年齡二十三歳——彼が草したる西洋事情書を見るに、近來西洋各國、専ら政教を修め人民を撫育し、其法度紀律整肅懇到、中々一方ならず、國王僅十餘人之供にて、身輕に致し、民間を巡遊し、疾苦を恤み、苛政を察し、吏治の行届と不行届を訂稽、陟黜賞罰を行候。國王巡行の節別に行在所を不設、何方にても民屋に止宿致候。由。租税も先大約二十にして一を取る位のよし。此も國王一身の營、口腹居所の爲には不費、重に救荒禦災之手當に致し、國王居所等は至極手輕なる趣。館の周圍漸二町計と

西洋政體の趣意

國王の一族

學校の政

申事、詰居候人衆も二十に不^す過位^ご之由、何方^{いづかた}よりなりとも面會^{めんかい}致度旨^{いたしたまひ}申來^{まを}候^{まを}者^{もの}には、直^{ただち}に應對^{おうたい}有^{あり}之^の、其事^{そのこと}情^{じやう}一^{いつ}々^つ推問^{すいもん}有^{あり}之^の候^{まを}よし。

政體^{せいだい}の趣意^{しゆい}は一^{いつ}に天帝^{てんてい}之意^いを奉行^{ぶつぎやう}すると申^{まを}ことにて、上下^{じやうげ}共衆^{きしゆ}情^{じやう}に戻^{もど}り、公議^{こうぎ}に背^{そむ}候^{まを}儀^ぎは不^な爲^{ざる}事^{こと}、第一^{だいいち}の律令^{りつれい}に有^{あり}之^の候^{まを}よし。依^{これにより}之^の役人^{やくにん}の選舉^{せんぎよ}杯^{さい}、先^{まづ}第一^{だいいち}に國內^{こく内}の衆論^{しゆろん}に基^{もと}き、賢明^{けんめい}才學^{さいがく}之^の者^{もの}を舉用^{きよよう}致^{いた}し候^{まを}由^{よし}。

國王^{こくわう}之一^{いつ}族^{ぞく}は貴族^{きぞく}と唱^なへ、推尊^{すいそん}致置^{いたし}候^{まを}得^え共^{ども}、此^{これ}も不^ふ賢^{けん}なる人は、政事^{せいじ}等は^{たら}必^{かならず}不^あ預^あしめ候^{まを}由^{よし}。殊^{こと}に國家^{こくが}の大事^{だいじ}法令^{ほうれい}を改^{あらた}め、兵革^{へいかく}を勤^{こま}め、工^{こう}作^{さく}を起^{おこ}し候^{まを}儀^ぎは、學校^{がくかう}へ下^{くだ}し、熟議^{じゆぎ}の上^{うへ}にて覺論^{かくろん}相定^{あひさだ}め、政府^{せいふ}へ申^{まを}達^{たつ}し、政府^{せいふ}にても夫々^{それぞれ}之^の官^{くわん}、反覆^{はんぷく}討論^{たうろん}して、衆議^{しゆぎ}一同^{いつどう}之上^{のうへ}にて行^{おこな}ふ候^{まを}よし。因^{よつ}て國王^{こくわう}迎^{むか}へ一人^{ひとり}にて吾意^{わがい}に任^{まか}せ、恣^しに大事^{だいじ}を作^なすこと不^{あた}ざる由^{よし}。

學校^{がくかう}之^の政^{せい}、殊^{こと}更^{さら}行^{おこな}届^{とど}め、政官^{せいくわん}之^の者^{もの}も多^{おほ}く此^{これ}より選舉^{せんぎよ}に相成^{あひなり}候^{まを}故^{ゆゑ}、實用^{じつよう}の學^{がく}を主^{しゆ}とし、天文^{てんもん}、地理^{ちり}、測量^{そくりやう}、算術^{さんじゆつ}、究理^{きうり}、分析^{ぶんせき}、醫科^{いこく}交易^{かうぎ}の學^{がく}等^ら、諸州^{しよしゆ}縣^{けん}に有^{あり}之^の、其^{その}外^{ほか}邦制^{ぱうせい}、軍事^{ぐんじ}、禮儀^{れいぎ}の學校^{がくかう}も有^{あり}之^の、右^{みぎ}之内^{のうちに}より又^{また}數科^{すうこ}之^の學科^{がくこ}を分^わけ、

日本弊習一洗の爲

左内貿易

幼年^{せうねん}より就^つて習^{なら}はしめ、其材^{そのざい}能成^{のうじやう}就^{じゆ}を待^{まち}て採用^{さいよう}致^{いた}す由^{よし}、管^{たて}男子^{なんし}のみならず、女子^{むすめ}も刺繡^{ししゆ}機織^{きぢ}等^らより手習^{てなら}讀書^{とくしよ}迄^{まで}爲^なす候^{まを}學校^{がくかう}有^{あり}之^の候^{まを}よし。一事^{ひとこと}にても新^{しん}發明^{はつめい}の事^{こと}有^{あり}之^の候^{まを}へば、其^{その}を學校^{がくかう}へ下^{くだ}し、其^{その}是非^{せいひ}利害^{りがい}を糺^{ただ}し、定論^{ていろん}相立^{あひた}立^た候^{まを}上^{うへ}にて、或^{ある}は之^のを書^かに著^しし、或^{ある}は之^のを製^{せい}作^{さく}して、唯^{ただ}其^{その}國^{くに}のみならず、遠^{とほ}く他邦^{たはう}へ迄^{まで}鬻^{ばい}ぎ、人^{ひと}を利^りし、己^{おのれ}を利^りし候^{まを}儀^ぎ、心掛^{こころが}候^{まを}事^{こと}、西洋^{せいやう}各國^{こくご}之^の風習^{ふうじゆ}に有^{あり}之^の由^{よし}。

以上^{いじやう}は果^{はた}して如何^{いか}なる書^{しよ}より得^え來^{きた}りたる乎^か、將^{まさ}た何人^{なんびと}より聞^きき取^とりたる乎^か、抑^{おさ}も亦^{また}たそれ^{それ}に自己^{じこ}の意見^{いけん}を加^か味^みしたる乎^か。何^{いづ}れにもせよ賈誼^{かぎ}の過秦^{くわしん}論^{ろん}が秦^{しん}の過^{くわ}失^{しつ}を論^{ろん}じて、漢^{かん}の爲^{ため}めにせんと企^{くは}てたるが如^{ごと}く、橋本^{はしもと}は西洋^{せいやう}の美點^{びてん}を擧^あげて、日本^{にほん}の弊習^{へいじゆ}を一^{いつ}新^{しん}せん^{せん}と欲^{ほつ}したるは、紙外^{しがい}に之^のを看^{かん}取^{しゆ}するに、決^{けつ}して難^{かた}くない。

尚^{なほ}ほ同^{おな}じく安政^{あんせい}二三年^{にんねん}頃^{ころ}、彼^{かれ}の手^てになりたる外國^{がいこく}貿易^{ぼうえき}説^{せつ}を見るに、

- 一 制産^{せいさん}の一途^{いつと}、從來^{じゆらい}治國^{ちこく}富民^{ふみん}之^の要務^{やうぶ}に御座^{ござ}候^{まを}處^{ところ}、近來^{きんらい}貿易^{ぼうえき}相開^{あひら}開^き候^{まを}に付^{つき}ては、彌^{いよ}増^ま御^ご大^{たい}切^{せつ}なる義^ぎと奉^{ほう}存^{ぞん}候^{まを}。
- 一 於^おニ御國^{ごこく}表^{へい}「此^{こゝ}れは越前^{えちぜん}を斥^さす」農工^{のうこう}手業^{しゆぎやう}操作^{さうさく}之^の筋^{すぢ}、次第^{しだい}に御世^{ごせ}話^わも被^あら

爲^レ在^レ候^上は、産物之員數、年々夥^レしく増遞^可仕^候。

一 右を程能く賣捌^候事、肝要之義に奉^レ存^候。

一 當今之勢にては、右諸品物を以て、外國と取引相始^候事、誠に國家

に於て、大なる御利益可^レ有^レ之奉^レ存^候。

一 右に付長崎、箱館等へ商館之御設^候御座^候事と奉^レ存^候。

一 外國民は商律を守り信義を基と致^し候^故、本朝の商とは心術不同

候。

一 外國民と引合^候上は、品物之交易のみならず、智慧之交易肝要に御座

候。即^レ製作使用之器械、經濟實用之談論をも交易致^し度奉^レ存^候。

一 方今の形勢は、五大洲之模様を先^知仕^候者、大利を獲^可申^候。

一 彼之情を得、彼之長を習ひ、之を御國內に推廣^め候^はば、其利、制産の

みならずと奉^レ存^候。

一 貿易引合之間に、逐々懇切之談に及び、舍密、測量、航海等、諸學科の

事をも穿鑿^仕度^候。

以上は極めて簡單なる條目なれども、此中に大見識、大經綸、大抱負の含蓄せ

られつゝあることは、心ある者は、一見直ちに會得するであらう。少くとも開

國論に於ては、橋本は佐久間、横井に比して、雁行と云はんよりも、一步若

しくは數歩を先^じたるが如き看^なしとしない。

大抱負含蓄

【二四】攘夷論煽揚の責任者

開鎖交錯
協一なし

鎖國攘夷と通商開國との意見は、日本全國の内に、互ひに交錯して何等協一を
見ない。然も前者は十の七八にして、後者は十の二三に過ぎず。而して公々然
之を天下に高唱し、國論を指導せんとする者に至りては、僅有絶無の姿であつ
た。斯る次第であれば、全國を擧げて五里霧中であつたことは、寧ろ當然と云

唯事勿れ
主義のみ

はねばならぬ。而して此中に於て、恐れ多くも日常の政務より、殆んど全く隔離し給へる朝廷も、亦た同様であつたことは、固より當然過ぎる程であつた。惟ふに幕府當初の政策は——若し政策なるものありたりとせば——唯だ目下に事勿れと云ふことであつた。明日は兎も角も、今日だけの安寧を保ちたしとのことであつた。云はゞ借金者が、返済の見込なきに、對手に對し、明日まで待つて呉れと理ると同様、唯だ先へ先へと繰り延ぶるを以て、殆んど唯一の手段とした。

實物教訓
を得たる
開國論者

されど當初は兎も角も、時間と實物教訓とは、幕府の有司をして、心からの開國論者たらしめたるもの少くなつた。其中には——古賀謹一郎などの如く、當初からの開國論者もあつたであらうが——阿部正弘などは、其の最も重なる一人であらう。されば若し幕府が此際に於て斷然其の旗幟を鮮明にし、表裏一徹、中外貫通、飽迄開國の國是を宣揚するに於ては、假令其の當初は幾多の難題を惹起し、反對を刺戟し、衆論の囂々を挑發するも、一たび斷乎として、之を

當時最善
の策

幕閣口心
相反の策

攘夷熱煽
の責任者

推し切るに於ては、此程明白痛快、單的直截の政策は無かつたであらう。而して一切を乗除すれば、此れが當時に於て、最善の策と云ふ可きであらう。然るに幕府の有司は、所謂正直は最善の政策であるてふ要語に反し、不正直もて最善の策と心得た。即ち彼等は口と心と相ひ反する政策を施した。天下に攘夷の熱を煽揚したるもの水戸に在りと云ふも、其の一半と云はんより、其の過半は幕府自から其責に任せねばならぬ。そは幕府は開國が國是であるてふ大主義は一切口外せざるのみならず。天下に向ては、最後迄開國主義を隠蔽せんことをつとめた。幕府は唯だ武備充實する迄、餘儀なき一時の權道もて、和親もし、通商もすると云うた。而して何時事件が突發するかも知れぬから、其の準備、心掛けを忘るなと警告した。されば一般人心は、幕府の開港貿易は、一時の方便にして、其の目的は鎖攘にありと信じた。否な今日の所謂開港貿易は、他日の鎖國攘夷を實行する豫備行爲と誤解した。此れは固より誤解だ。されど幕府は自から斯く誤解せしむ可くつとめた。否な斯く誤解せしむるを以

幕府の自
繩自縛

て、自から得策とした。
斯る次第であれば、鎖攘の準備をなすは、幕府の眞意を體得し、幕旨に獎勵する所以と、當初は眞面目に心得たるものも少くなかつたであらう。固より時と興に、幕府は其の馬脚を露はし、此に於て倒幕論者、若しくは倒幕實行者は、此の幕府の弱味に附入りて、無理難題を持ち掛け、幕府をして遂ひに奔命に疲れしめ、此れが爲めに自から斃るゝの已むなきに至らしめた。然も其の原因に溯りて考察すれば、畢竟幕府の自繩自縛と云ふの他はあるまい。

策鈴掩耳

幕府の政策は、要するに鈴を盗んで耳を掩ふの類であつた。されど幕府の立場として云へば、當初は鎖攘が出来ぬから、其の實力を養ふまで、姑らく我慢すると云ふが、其の本音であつたらう。但だ彼等はやがて本來鎖攘其物が實行せらる可きものでなく、又た實行す可きものでもなきことを會得しつつ、今更ら其の看板を塗り變ふる能はず。心にもなき文句を唱へて、遂ひに意外の葛藤を惹起し、外に向つても、内に向つても、極めて公明ならず、極めて鮮明ならず、

極めて男兒らしからざる政策と態度を執ることとなつたのは、實に遺憾千萬と云はねばならぬ。政治家は理想家でない、されど手から口への其日暮しの政治家程、世を誤るものはない。而して幕府は全く其日暮しにて、自から崩壊した。

第六章 波理須渡來

【二五】 タウンセント・ハリス

記憶すべ
き二人

日本の開國には、記憶す可き二人の米人がある。一人は水師提督彼理、一人は
總領事波理須。云は、前者之を創め、後者之を成す。而して日本開國の歴史に
於ける重要な役目を働らきたる上よりすれば、後者必らずしも前者の下では
ない。其の感化を、我國の政治局面に及ぼしたる上から見れば、後者却て前者
に勝るものがある。

ハリスの
生立

タウンセント・ハリスは、其の祖先英國ウエルスから北米に移住したるもの、
彼は五人兄弟の末子にて、一八〇四年(文化元年)十月六日紐育州に生れた。彼
は兩親共に心身健全にして賢き人であつた。之れが爲めに彼は幼時より讀書
學問を好尚するの習性を養ふた。而して孩兒より成人に至る迄、彼の教育者は、

終生受用
の三教訓

専ら其母であつた。彼が規則立ちたる教育としては、唯だ小學校、中學校に止
つた。彼は終生大學の教育を受け得なかつたことを遺憾とした。
彼の母方タウンセント家は、獨立戰爭及び次回の戰爭に於て、英軍の爲めに、
災難を蒙つた。されば彼は外祖母よりして、終生受用す可き三事の教訓を授け
られた。曰く「眞を語れ、神を畏れよ、英人を惡め」と。されば彼は小兒の時
から老大に至る迄、未だ英國セフィールド製の小刀や、英國製の衣服を着けたこ
とはなかつた。

ハリスの
少年時代の

彼は十三歳にして、紐育市に出で、呉服屋の小僧となつた。而してやがて父
及び長兄等の紐育市に來り陶磁器輸入業を營むや、彼も亦た之に加はり、其
業に従事した。されど商賣は彼の目的ではなかつた。彼は閑を偷んで讀書し、
佛語、西班牙語を學習した。彼は其母に孝にして、母と共に居た。彼は一度オ
ハヨ州に赴きたる外、母の存在中、未だ曾て其側を離れなかつた。而して結
婚せず、只だ専ら其母の承歡を事とした。彼女は八十三歳の長壽を保つた。

彼は政黨に於ては、民主黨に屬した。而して其の仲間にて、勢力があつた。そは彼自から官職を獵せなかつた爲めに。彼は非常なる辛抱力と、他を勧誘する力とを持つてゐた。如何なる惡黨、暴漢でも、彼に接すれば、やがて善良の徒となることもあつた。

東洋との關係

斯くて一八四七年(弘化四年)十一月彼の老母は逝いた。而して彼の商業も亦た思はずしくなかつた。此に於て、彼は加州及び支那、蘭領及び英領印度に向て、商業的旅行の途に上つた。此の如くして彼と東洋との干係は開始せられた。

在外部の記録

彼は如何なる場所に、如何なる歳月を送りたる乎。そは彼が總領事として、一八五六年(安政三年)十二月廿五日(西曆)即ち基督降誕節、日本伊豆下田に於て、其の日記に、最近八年間の基督降誕節を送りたる場所の記録を見れば、其の概念を得らるゝであらう。

- 一八四九年 北太平洋上に於て
- 一八五〇年 マニラに於て

足跡の

- 一八五一年 彼南に於て
- 一八五二年 新嘉坡に於て
- 一八五三年 香港に於て
- 一八五四年 カルカッタに於て
- 一八五五年 錫崙に於て
- 一八五六年 日本に於て

斯く見來れば、彼の足跡は殆んど太平洋印度洋沿岸の要所に亘りてゐることが判知る。而して彼が彼南を往訪したること八回であると云へば、その蘇末太刺海峽方面を屢ば往來したること以て知る可しだ。而して彼は支那にも數月を経過し、且つ一時は寧波に於て、米國副領事を勤めたこともあつたらしい。而して彼理提督が、日本と條約を締結したる際は、彼は實に提督に向て、其の祝詞を送り、而して提督は一八五四年一月七日附にて、香港から返書を與へてゐるを見れば、兩者の間に、多少の氣脈が通じてゐたことが思ひやらるゝ。

ハリスの
臺灣獲得
策

ハリスは支那に在るの際、専ら合衆國の商業的膨脹に意を留め、其の一策として、先づ臺灣を合衆國に獲得せんことを計企した。彼は此れが爲めに英、佛、葡萄牙、和蘭等の臺灣に關する文書を調査し、其の要領を拔萃し、愈よ其の合衆國の政治上、通商上、看過す可らざる要地であることを認め、澳門から一八五四年三月二十四日附にて、合衆國國務長官に向け、其の意見書を提出してゐる。そは兵力もて攻略するでなく、金力もて寧ろ之を買收せんとの方法であつた。何れにもせよ若し彼の意見書が實行せられたらんには、臺灣は當時既に合衆國の物となる可きであつた。

【三六】 ハリス日本駐在總領事に任ぜらる

任命の徑

抑もハリスは如何なる手引きもて日本に於ける合衆國總領事となつた乎。當

總領事任
命ハリスの
推薦者

時大統領ピアース (Pierce) の有力なる國務長官マァシー (Marcy) はハリスと知友であつた。彼は何人が適材である乎と見廻したるに、宛もハリスに於て、其人を見出したから、彼は其旨を支那に在るハリスに申し送り、彼を招き寄せたものと察せらる。ハリスは本來旅商人として一生を終るを屑としなかつた。其志は寧ろ合衆國の國利を、他の未だ足踏みせざる地に伸張するに存したから、欣然として支那を去り、合衆國への歸途に就いた。

ハリスは印度、埃及、ジブラルタルを経、一八五五年七月七日倫敦に著し、同廿七日紐育に歸著した。斯くて八月四日彼は日本駐在の總領事に任ぜられた。而して同時に彼は暹羅と通商條約を締結す可く命せられた。彼が斯く日本總領事に任ぜられたるは、前記の如く當時の國務長官と知友であつた關係ばかりでなく、其の推薦者は後に大統領リンカーンの時の國務長官であつたシワード (Seward) と水師提督彼理とであつたことは、シワード氏が一八六一年十月二十一日附にて、御身は未だ知らぬであらうが、其實は斯くくの次第で

あつたと申送つたことにて判知る。此の如く彼は立派な民主黨でありながら、共和黨の名士からも推薦せられた程であれば、如何に彼が適材として認められたかと思ひやらるゝ。

ハリス日本に赴く

ハリスは一八五五年十月十七日紐育を發し、倫敦に抵り、巴里の大博覽會を見物し、マルセーユより埃及に赴き、錫崙に立寄り、一八五六年一月十九日彼南に至つた。此れが同地に至る七回目だ。此處にて彼の書記官兼通譯官として和蘭生れの壯年ヒュースケン(Heusken)を乗せ來る合衆國の汽船サン・ジャシント號を待ち受け、無慮七十六日を經過した。彼は此の旅行中英國や、和蘭の東方に於ける植民其他の政策に就て、得る所あつたことは勿論だ。彼が暹羅に於ての成功は、今ま此處に語る必要はない。サン・ジャシント號は、五月三十一日盤谷を發し、六月十二日に香港に著し、其船の修繕の爲めに、彼は八月十二日まで滞在を餘儀なくした。而して八月十八日に至りて、始めて日本の領有する島影を見た。而して一八五六年八月二十一日其の目的とする下田

伊豆下田著

港に入つた。

ハリスの抱負自信

ハリスは日本に來る以前、其の任務の頗る重大なることを自覺した。而して彼は外交官としては全くの素人であつたが、然も其の東方の事情に通じ、特に白哲人種が、有色人種を接遇する情態を観察し、自から東西南北の人たるに於て、其の素養は極めて豊富であつた。然も他人を説得し、他人を承服せしむるの術は、彼の素質に具はりつゝあつたれば、彼は其の任務の重大なるを自覺しつゝも、其の自信に於て、決して缺乏する所は無かつた。彼は日本に近くや、左の如く自から其の感想を記してゐる。

今日我が船は九州の海岸七十海里の東方を經過しつゝある。予は日本に於ける文明國から來れる最初の公認せられたる辨理官として、駐在する者だ。此れは予一身に取りての新紀元であり、將た日本に於ける新事體の開始である。予は自ら其の任務を果たし、日本の歴史、及び其の前途の運命に於て、予の名が立派に擧示せられんことを望む。(グリフィス著ハリス傳)

日本開國の殊勳者

彼は實に此の如き抱負をもて日本に來つた。然も日本に於ては、當時尙ほ彼理提督によりて、警鐘を亂撞せられたるに拘らず、睡夢昏昏未だ開鎖の國是に就て、國論は一定せず。然も當局の有司中には、開國の得策であるを知りつゝ、之を正面から正言する程の勇者も無く、識者も無く、自信者もなく、唯だ如何にして當座を切り抜け得可き乎とのみ焦慮した。而して日本をして、事實の上に於て、開國を餘儀なくせしむ可く、推し詰め來りたるは、彼人よりも實にハリス其人の努力に歸せねばならぬ。

ハリス急速渡來の理由

米商陸續渡來

安政元年ベルリの談判遂に能く功を奏して、一行の日本を去るや、米國の商人は通商の目的を以て陸續日本に來れり。最初に來りし米船は、レデー、ビヤース號にして、桑港より渡航し、ベルリの下田を發せしより半月の後、江戸灣の小柴沖に來著せり。浦賀奉行、即ち命じて下田に回航せしむ。然るに、其の下田に至り通商せんとするや、下田奉行は、條約に未だ通商を許すの規定あらざるを理由として拒絶し、出帆せしめたり。尋で又他の米人は、家族を伴ひて下田に來り、函館の開港に

米商條約不備を非難す

至るまで此に居住せんとせしに、下田奉行は條約に米人の居住を許す規定なしとて、之を拒絶したり。因て米人は、轉じて函館に至りしも、亦復た拒絶せられ、幾もなく、米船ウイلمントンも亦種々の貨物を載せて、香港より下田に來りしも、前同様、直に歸航せざるを得ざりき。是に於て米人中には、斯く米商の折角日本に至りながら、通商は勿論、住居すらも許されざるは、條約の不備に本づくものなりとて、ベルリ條約を非難する者あり。スポールディングは其の「日本遠征」に於て、日本との交渉中、ベルリが虚勢を用ひたるを嘲り、又米國商人が餘りに多くな之に屬望せるを笑へり。諸新聞紙も亦、日米條約の完全ならざるを怨嗟せしかば、米國政府は、益條約修訂の急を感ずるに至りたり。米國總領事タウンセン、ハルリスが、幕府の豫期に反して早く日本に來りしは、即ち之が爲なりき。（開國大勢史）

【二七】 ハリス下田に來著す

ハリスの下田入港

嘉永七年（安政元年）三月三日附にて調印したる神奈川條約の第十一條には、

兩國政府に於て、無_レ據儀有_レ之候模様により、合衆國官吏之もの、下田に差置候儀も可_レ有_レ之、尤約定調印より十八ヶ月後に無_レ之候ては、不_レ及_ニ其儀_一候事。

とある。されば米國官吏の下田來任は、早晚期待す可きは勿論のことだ。斯くてハリスは米國領事として、安政三年七月廿一日、サン・ジャント號にて下田に入港した。幕府は果して之を豫知したる乎。將た豫期したる乎。何れにしても、ハリスの下田入港は、彼理の浦賀入港ほどの衝動を與へなかつた。然も幕府に取りては、全く招かざるの客であつた。

當時幕府の大勢

幕府の斯の二年有餘（神奈川條約調印よりハリス下田入港まで）の月日を以て、施設せしところのものは、一として武備を飭るにあらざるはなし。近くは品川に連珠堡を築き、遠きは大坂の木津、安治川、又は紀の加太、淡の由良、岩屋、播磨の明石堂、夫々砲臺を經營したるがごとき、大船製造の禁を解き、洋式艦船の模造に従事し、荷蘭に依頼して、海軍の教師を聘し、旗下及諸藩士を長崎

に差して、傳習せしめたるがごとき、旗下諸組の與力同心に令して、洋式銃陣の演習をなさしめたるがごとき、皆是也。而して内治にありても、諸侯の驍從を省かしめ、服制を略し、諸郭門警備の役を弛めたるがごとき、松前氏の封を收めて、蝦夷地を公に屬せしめたるが如き、蕃書調所を建て、西學を研究せしがごとき、著々歩を進めて、富國強兵を、これはかりしは、これ果して異日攘斥の地をなさんとの爲なりしか、將此機を以て、二百餘年昇平の弊習を一掃して、國勢の擴張をはからんとせしか、其意の在る所は、測知すべからざるがごとしと雖ども、西洋の文學を修め、西洋の武術を講ずることの稍深きに到りては、益西洋各國の情を知り、西洋各國の勢を審にするを得て、益々その攘斥の爲すべからざるの勢と、爲すを必とせざるの理とを、解し得るにいたれり。（幕末外交談）

是れ實にハリス入港頃の日本の大勢と云ふ能はずんば、少くとも幕府の大勢であつた。然も幕府は思ひきりてハリスを驩迎するでもなく、出來得可くんば、

ハリス著
任挨拶状

其の久住を謝絶せんと試みた。

千八百五十六年八月廿一日(○七月二十一日)下田港に在る合衆國フレカット艦、

サン・ゼシント(船號)上におゐて

帝國日本之外國事務宰相閣下え

一 吾れ印度支那日本海に於て、合衆國水軍都督コモドール(水師提督之官吏)ゼ

ームス・アルムストロング(人名)之旗下に屬するフレガット艦、セン・ゼシ

ント(船號)に乗じ、下田に來著せし趣を、貴君に述べ、アメリカ合衆國

政府之セケレターリス(官名)より貴君え呈すべき書翰並其和蘭譯文を贈り、

帝國日本え之合衆國コンシユル・ゼネラール(總領官)に我任せられし事を示す。

一 合衆國プレシテント(大統領)吾れに能く兩國人民之間に存する懇情を守

らんが爲め、力を盡す事を命せり。

一 プレシテント(大統領)吾れをして、時々新なる處置を施し、兩國人民之交

際彌厚くして、互之好情を固守せしむる事を命せり。

一 吾れ前條之願意を遂げずして止まる事を得ず。且帝國之政府に、正實之

懇心を表するは、我が焦思之願なり。

一 吾れ貴君に願ふ、我官職に應ずべき作法を以て、吾を保護せんが爲、

公に示諭し給はん事を。

一 爰に吾貴君に、吾が恭敬を盡す。

帝國日本えのアメリカ合衆國コンシユル・ゼネラール(總領官)

トウンセンド・ハルリス

米國務長
官のハリ
ス任命書

以上はハリス文書の英文和譯だ。尙ほ此書と同時に提出したる一八五五年八月

廿二日附、合衆國國務長官マアシーの老中に當てハリス任命を通知せる書簡

がある。

一 プレシデント(大統領)ミストル(尊稱)トウンセンド・ハルリス(人名)に命

じ、帝國日本え之合衆國コンシユル・ゼネラール(總領官)たらしめし趣、吾

れ之を貴君に述べ、右之事情を宜く辨知し給ふ事を願ふ。

一 我又願ふ、貴君之意を以て、ミストル（尊稱）ハルリス（人名）宜しく尊びを受け、政府之爲に述る所之諸事を信用し給ん事を。且他之諸州に於て、コンシユル・ゼネラルを待つ作法禮節に齊しく施し給ん事を。

一 此に吾が好意を以て、貴君に恭敬を盡す。

ウキエル・メルシ（William Learned Marcy）（人名）判

千八百五十五年八月廿二日（皇國安政二年卯七月十二日）

ワシントン之別府に於て

抑も幕府は此に對して、如何の挨拶を做す可き乎。

【三八】最初の談判

上陸
ハリスの

ハリスは日本に來りて、其の日本及び日本人に對する印象は、寧ろ良好であつ

た。

一八五六年八月二十五日、月曜日、午前八時日本の役人が書類を持參して、奉行が十時に予と面會する旨を報じた。乃ち其の時刻に、甲比丹ベル及び十人ばかりの人々を同伴して赴いた。予は書記官と共に、水師提督（アムストロング）自用の小舟にて赴いた。三個の小舟は予に先つて發し、士官達は、予が上陸する以前、上陸して整列することとした。予の小舟が艦から卸さるゝ際、十三發の祝砲は、轟きて附近の岡陵に震ふた。上陸すれば予の通行を見物す可く人々が街路を充ち填めた。予は稍々町の中央とも云ふ可き新館に案内せられた。

奉行との
會見

予は奉行及び副奉行によりて丁寧に迎接せられた。予の健康は如何、何時頃本國を出立したる乎、其他様々の挨拶があつた。斯くて彼等が誰の爲めに祝砲を發ちたる乎との間に、そは勿論予の爲めだと答ふるや、予は乍ち彼等から尊敬の程度が上つたことを認めざるを得なかつた。

日本の馳走

用務會見の約

ハリスの對日本印象

奉行は發砲の模様を視察したしと云うた。甲比丹ベルは、然らば來る土曜日
に案内す可しと答へた。只今は塗換最中にて、彼等の服裝を汚す虞れがある
から。
日本流の馳走が出た。料理は如何にも良好に、然も頗る巧妙に清潔に具へら
れた。予は先づ其の料理の佳美を悦ぶ可く印象せられた。
予は奉行に何時頃用務に付て、會見するを得可き乎と訊いた。奉行は御望み
とあらば、只今にても差支なしと答へた。予は儀式的訪問の際に、用務を片
付くるは、善き作法でないことを告げた。奉行は然らば明日當時當所に於
て、副奉行が相手となるであらう。副奉行は勿論奉行の職務を代りて取るを
得る者であるからだと云うた。
我等の訪問は、約二時間にて終つた。我等は日本人の風采と儀容とに甚だ感
心した。予は日本人が喜望岬以東の凡有る人民よりも、優秀の人民であるこ
とを繰り返さざるを得ない。

最初の談判状況

官吏差置問題

此れがハリスの自ら日記に認めたる正直の告白だ。而して此時の奉行は實に岡
田備後守にして、日本曆七月二十五日、下田奉行所であつた。
却説翌日の談判は、餘り好結果ではなかつた。即ち日本側の申分は左の通り
だ。

一 官吏當所え差置候儀は、條約にも有レ之、此方おゐても承知致し居候
儀には候得共、右は往々兩國おゐて差支之筋有レ之節は、尙談判之上差置候
積當時之處にては入港之船々え給し候薪水食料等は勿論、其他諸缺乏品等、
應レ乞辨じ候丈は、渡し方等も取計遣し候儀にて、強て差支候筋
可有レ之とも不ニ相心得、且其國にて自然差支之儀有レ之、官吏不ニ差置一候て
不ニ相叶一義も有レ之候はば、是又其節使節等差越掛合可有レ之と存居候に
付、官吏差置候設は未だ無レ之候。

此に就てハリスの申分は、
一 自國政府より官吏差越候趣意は、不都合之義有レ之上と申義には無レ之、

不都合之儀無之様、且渡來之船々法則を相正し可申爲に御座候。

日本側の差置拒絶

一 此方に於て、官吏差置候儀は只今申述候通差支有之節に至り、尙懸合有之事と心得居、且當所之儀、開港以來間もなく津浪にて、市店其他悉く流れ、一時退轉および候得共、一旦其國之船々入港之儀相約候に付、回復方等、政府におゐても格別御世話有之、當御用所之儀も、其筋取扱候場所に付、速に取建、入津之船々え給する所之食料其外無ニ差支一様取扱候義にて、奉行等之居所は、未だ普請中に有之、其上承知にも可有之、昨冬江戸表之大地震其外近國同様之災害不レ少、國家之多端申様も無レ之、人心穩ならざる時節、當所おゐても、新に官吏等差置候義は、何分不レ行届、尙時節も可有之間、前條之次第、篤と勘辨之上、先見合候儀は、相成間敷哉。

條約文解の相違

尙は條約文の解釋に就て、彼我の意見を殊にしたる點は、ハリスは、

一 一旦條約相濟候上、條約中官吏之義御斷り被成候上は、自國政府におゐて、如何相心得可申哉。

と云ひ、日本側では、

一 官吏之儀、條約之表には、十八个月の後、不都合之儀有之候はば、可ニ差置一と有之候得共、差置候節は、別段使節等有之、談判之上取計候事と存候處、不意に被參候事故、居所等之設も無之、乍去一時差支之趣に付、見苦敷は候得共、玉泉寺え上陸可致と懸合および候儀故、右之譯柄熟考可被致候。

然もハリスは、

一 條約に十八个月後、下田に官吏差置と有之上は、既に治定之事に候と云ひ、日本側では、

一 此方にては治定之事と不存間、設ケも不致、且不時之變災等に付、當節急々設ケ候儀も難ニ相成一候。

と云ひ、ハリスは、

一 兩國政府無^レ據義有^レ之^ハば、官吏可^ニ差置^一と條約に有^レ之^ハ、自國におゐて無^ニ餘義^一次第有^レ之^ハに付、此度差越^候事に候^シと云ひ、日本側では、

一 其政府おゐて差支^之儀は、素より當方にて知る可^キ謂^無之[、]自然官吏不^ニ差置^一候て、不相叶^一節は、前以^{掛合}之上^{差定}候義と存^候間、差附^被罷越^候ては、前約通りとも難^レ申^候。

此の如く双方水掛論にて、更らに翌日を約して相分れた。

【三九】領事引拂の談判(一)

雙方主張の相違

要するに幕府に於ては、條約文を解して、必要の場合には、領事官の駐在を

許すが、それには豫^め双方の合意を待たねばならぬと云ひ、米國側では、必要あるが故に條約文面通りに、領事官を駐在せしむ可^キと云ふ。

予の會見は、長く且つ好結果ではなかつた。彼等は領事官の渡來を期待してゐなかつた。領事官は或る難題が發生したる場合に派遣せらる可^キもの、而して今やさる難題は一もない。下田は貧弱の地、然も地震の災を被りてゐる。領事官の居住す可^キ家は無い。されば一先づ歸國し、一年後にも再渡したらば居住す可^キ家も出來るであらう。且つ條約面によれば、若し双方の國民が之を欲求すれば、領事官を渡來せしむ可^キとありて、合衆國政府單獨の意思に一任したるものではない。

八月三日の會見
以上はハリスが自から其の日誌に日本側の申分として記したる所、ハリスは固より之を説破せんと勗めたが、遂に其の要領を得なかつた。尙ほ八月三日下田奉行井上信濃守(清直)岡田備後守(忠養)が、ハリスとの談判の顛末は左の通りだ。

丙辰八月三日、亞米利加コンシユル(ハリス)并コンモドール(アムストロング)其外士分以上之異人拾三人帶劍にて、御用所へ上り、井上信濃守、岡田備後守應接左之通、但、菓子茶酒御料理被下候事。

一 此間アメリカ政府より江戸政府へ書簡被差越候に付、(參照 二七)今般拙者政府之命にて參り、道中急ぎ、一昨日著いたし候に付、今日面會可致候。

コンシユル

一 承知致候。

信濃守

一 先日より支配向を以、段々對話に及び候。其方には政府之命にて渡來被致直接當所へ滞在之積り之趣、是は尤之事に候。條約書に無據儀も有之候得は、コンシユルを當所へ差出し候と云。左候得は、此度コンシユル

奉行井上の詰問

を被差越候は、定めし米政府におゐて無據儀有之候事と被存候。其無據と申は何故に候哉、承り度候。

コンシユル

一 條約に有之候間、日本へ參り滞在いたし、兩國之好情彌厚く相成候様、宜敷取計ひ可申旨被申付來り候事にて、外に亞米利加政府におゐて如何様之祕密御座候哉、其儀は存不申候。

備後守

一 然ば其方當所に滞在之上は、如何様之儀取計ひ被申哉。

コンシユル

一 第一亞米利加之人民當所へ參り亂妨仕候様之事も候はば、是を取締いたし、又當港へ參り候船は、夫々本國より手形を持參いたし候間、是を取調、或は本國何れ之浦へ亞米利加人漂著仕候とも、夫々取計いたし候事にて、何れ之國にても、亞米利加にては、港を開候先々、皆コン

領事の職

井上の領
絶事滞在拒

シニルを差置、當時にては、貳百五十餘ヶ所、コンシニル滞在致居候。○
備後守

一 漂民其外之取締等、兩國和親いたし居候事故、如何様にも此方にて取計可申候。○
當所も手狭之場所に、今日其方を差置候上は、蘭、ヲロシヤ等之コンシニルをも差置候様成行候に付、甚迷惑いたし候。○
コンシニル

一 手狭と被仰候得とも、元々ベルリの所望は、浦賀を開き候積り之所、日本の御勝手にて、當所に御定め被成候。○
又私當所滞在仕候とも、諸賄之儀は、聊御厄介に相かゝり候事には無之候。○
尙ほ談判は次に續く。

三〇七 領事引拂の談判 (二)

領事引拂
請求

岡田備後守は、愈々領事引拂の問題をハリスに向て切り出した。

備後守

一 其儀(諸賄は領事自辨の事)は承知いたし候得とも、右之譯合故、彼是にて此方にも甚不都合に候間、往々コンシニル引拂候様、亞米利加政府へ談じ度、其方より亞米利加政府へ掛合吳候哉。○

コンシニル

一 私より掛合は出來不申候。○
備後守

一 然ばコモドール(水師提督)政府へ被取次可申哉。○

コモドール

一 私儀は今般コンシニルを日本へ護送可致との命にて参り候事故、即

日日本之事を、萬事取扱候此コンシユルと御談被成、コンシユル差圖に
 候得ば、如何なる事も取次申候。○
 此時御料理被下、食事之雜談左之通
 備後守

一 コモドールには、當所より何方へ被參候積りに候哉。

コモドール

一 渡來之途中にて唐船を救ひ、五拾人餘を召連來候間、是を歸しながら、一應支那へ參り候積りに候。何ぞ御用も候はゞ、便りに差上可申候。○
 (原註五大洲中を掌中の如く心得る故に、自然个様之詞も出候事と、奉行一同感じ、且大笑ひ被致候也)コンシユル當所へ上陸を見届候上は、船用意出來次第出帆仕候。○
 備後守

一 トルコ、ラロシヤの戦争は、何方之媒にて、和睦に相成候哉。

露土戦争

コモドール

一 フランスの中入にて和睦に相成候。ラロシヤ岩杯悉く破れ、地をも差戻し申候。○
 備後守

一 死人定めし夥敷事と被存候。

コモドール

一 双方にては、病死とも五拾萬人餘之死人に候。○
 右對話後、コモドール并士分之異人七人は先に歸り、コンシユル外兩人残り、對話左之通。

信濃守(井上清直)

一 コンシユル引拂之儀に付、亞米利加政府え篤と談じ度候。○ 定めし其中條約之附録持參にて、使節渡來可致と被存候。○
 コンシユル

引拂談判
續行

一 附録差たる儀無ニ御座候間、持參之使節參り不申候。

一 然し先頃アハダンス(アダムス)被申候て、何れ附録も差越候趣に候。

一 アハダンス(アダムス)左様申候はゞ、定めし私へ届來る事に奉存候。亞米利加へ御掛合被下度候。委敷御書面に、附録被遣候様御認御遣し可被成候。左候得ば右御書面本國へ送り候儀は元より役所にて仕候間、假令我身分之害に相成候儀成りとも、取計申候。尤此度最初より御掛合之筋、一々私より本國へ申遣し候得とも、是は申遣し候迄之事にて、本國より返事と申ては參り不申候。御書狀御遣し被成候得ば、本國より御返書も差越可申候。

當分滞在承認

一 然し何れ亞米利加政府へ掛合候間、其方には當分之事と被心得候。

て、玉泉寺に滞在可被致候。斯今日色々談じ候も、元より和親之事故、懇談を遂げ、其方差支さへ無之候得ば、政府之都合も宜敷様いたし度存候。故之儀に付て、別儀有之候譯には無之、日本にては是迄鎖國之事故、コンシユル滞在に付ては、他國之振合も不相分候間、此段も色々面倒に相尋候儀も可有之候。此段不惡承知可被致候。

コンシユル

一 承知仕候。聊苦からざる儀に御座候。

此處に條約附録と云ふは、嘉永七年(安政元年)五月廿二日西曆千八百五十四年六月十八日、下田に於て林大學頭以下七名と、水師提督彼理との間に取替したる十三個條を云ふものにして、(參照 神奈川條約締結篇 六七—七〇)全く手續上の事に止まり、ハリスの云ふ如く、さしたる事でないから、其の批准交換の爲めに、特使を派遣するが如きことなきは勿論だ。要するに兎も角もハリスは當分と云ふ名目の下に、下田滞在を認めらるゝこととなつた。

所謂條約附録